

第十三回 参議院厚生委員会會議錄第二十号

昭和二十七年六月三日(火曜日)午前十一時三十八分開会

委員の異動

五月十六日委員草葉隆圓君及び中山壽彦君辞任につき、その補欠として石原幹市郎君及び加納金助君を議長において指名した。

五月十九日委員加納金助君及び石原幹市郎君辞任につき、その補欠として中山壽彦君及び草葉隆圓君を議長において指名した。

五月二十八日委員草葉隆圓君辞任につき、その補欠として田方進君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 梅津 錦一君
理事 長島 銀藏君
井上なつる君
深川タマエ君

委員

大谷 盤淵君
小杉 繁安君
中山 壽彦君
藤森 眞治君
常岡 一郎君
河崎 ナツ君
山下 義信君

國務大臣

労働大臣 吉武 恵市君
厚生大臣 厚生省児童局長 高田 正巳君

政府委員

厚生省児童局長 高田 正巳君

本日の會議に付した事件

○小委員の補欠選任の件

○小委員長の指名の件

○小委員長の報告

○看護婦学校専任教員養成所設立に関する請願(第三〇号)

○結核予防法による医療補助費増額の請願(第六七号)

○新潟県の結核病床増設等に関する請願(第一三〇号)(第一八七号)(第五二〇号)(第五五八号)(第五七二号)(第五七八号)(第五九七号)(第六〇一〇号)(第六三二一〇号)(第六五七二号)(第六五八八号)(第六五九九号)(第六六八八号)(第六八三三〇号)(第六九六六〇号)(第七〇三三〇号)(第七一五五〇号)(第七二七二〇号)(第七八二八〇号)(第七九三三八〇号)(第九六五五〇号)

○宮崎県延岡保健所新築費国庫補助増額に関する請願(第一五二二号)

○結核対策確立に関する請願(第二一六号)

○結核予防法による補助費増額の請願(第二二七号)(第二二三三三〇号)(第三一〇号)

○国立療養所給食費増額に関する請願(第二二二二二〇号)(第三六六五〇号)

○国立三豊療養所病床増加等に関する請願(第三八四四〇号)

○福岡県に国立療養所設置の請願(第四七五五〇号)

○福岡県下の伝染病院、隔離病舎整備拡充に関する請願(第四七七七〇号)

○日本住血吸虫病撲滅対策に関する請願(第四七八八〇号)

○あん摩師はり師きゆう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する請願(第四八〇〇号)(第四八一〇号)(第五七一〇号)(第五七八〇号)

○あん摩はりきゆう試験制度廃止反対等に関する請願(第五二三三〇号)(第五二四四〇号)(第五三六六〇号)(第五七七七〇号)(第五七七七〇号)(第五八六七〇号)(第五九四七〇号)

○北海道の結核病床増設等に関する請願(第六四二二〇号)(第六四三三〇号)(第六五二二〇号)(第六七〇一〇号)(第六七三三〇号)(第六七六二二〇号)(第六八三四〇号)

○国立福岡山病院の医療施設整備に関する請願(第八五二〇号)

○宮崎県岩ヶ崎町百日せき予防接種補助に関する請願(第八五八〇号)

○日本医療団解散に伴う清算剰余金還元配分の陳情(第三三〇〇号)(第三二五二〇号)(第四二二二〇号)

○あん摩はりきゆう試験制度廃止反対等に関する陳情(第七二二〇号)(第二一〇号)(第三三三三〇号)(第三二八九九〇号)

○戦病結核患者の終身保障制度確立に関する陳情(第一九四四〇号)

○新潟県の結核病床増設等に関する陳情(第二九八八〇号)

○あん摩師はり師きゆう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する陳情(第三六四四〇号)

○療術師法制定反対に関する陳情(第四〇二二〇号)

○児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(梅津錦一君) これから委員会を開きます。

○委員(梅津錦一君) 引揚問題及び遺族援護、保険経済、引揚問題及び遺族援護、

○委員(梅津錦一君) 引揚問題及び遺族援護、

○委員(梅津錦一君) 引揚問題及び遺族援護、

○委員(梅津錦一君) 引揚問題及び遺族援護、

○委員(梅津錦一君) 引揚問題及び遺族援護、

○委員(梅津錦一君) 引揚問題及び遺族援護、

○委員(梅津錦一君) 引揚問題及び遺族援護、

○委員(梅津錦一君) 引揚問題及び遺族援護、

○委員(梅津錦一君) 引揚問題及び遺族援護、

○委員(梅津錦一君) 引揚問題及び遺族援護、

○委員(梅津錦一君) 引揚問題及び遺族援護、

○委員(梅津錦一君) 引揚問題及び遺族援護、

○委員(梅津錦一君) 引揚問題及び遺族援護、

○委員(梅津錦一君) 引揚問題及び遺族援護、

○委員(梅津錦一君) 引揚問題及び遺族援護、

○委員(梅津錦一君) 引揚問題及び遺族援護、

○委員(梅津錦一君) 引揚問題及び遺族援護、

したので不採択と決定いたしました次第であります。

○委員(梅津錦一君) 小委員長報告の通り承認することに御異議ございませんか。

○委員(梅津錦一君) さよう決定いたします。

○委員(梅津錦一君) 厚生大臣は目下開会を要しておられるので、

○委員(梅津錦一君) 速記を始めて、

○委員(梅津錦一君) 速記を始めて、

○委員(梅津錦一君) 速記を始めて、

○委員(梅津錦一君) 速記を始めて、

○委員(梅津錦一君) 速記を始めて、

○委員(梅津錦一君) 速記を始めて、

○委員(梅津錦一君) 速記を始めて、

○委員(梅津錦一君) 速記を始めて、

○委員(梅津錦一君) 速記を始めて、

○委員(梅津錦一君) 速記を始めて、

○委員(梅津錦一君) 速記を始めて、

○委員(梅津錦一君) 速記を始めて、

○委員(梅津錦一君) 速記を始めて、

○委員(梅津錦一君) 速記を始めて、

は金銀製品、さうな物とか或いは現金であります。大体実例はさうな物に全部亘つております。非常に広汎な種類に亘つております。

○深川タマエ君 対象が今おつしやつたような種類の物であるといはしますと、多くの場合盗まれたというの、どの何という人が盗んだかというのとばかりな場合が多いといはします。この二ページでその子供に返還してもらいたい人は一年以内に申出ろといつて見たとて申出ようがございせんね。公告するときその子供の名前を掲げて見たとて、その子供が盗んだのかどうか分かりませんから、こんなことはむしろ警察のほうへ申出るようにして、普通の窃盗罪と同様に扱つたらどうなんでしょう。被害者は警察へ届出し、盗んだ子供は金に替えてもどちらでもいいんですから、警察のほうへ届出て、相談所にこんな問題を取扱わせずに、警察に取扱わせたらどうなんでしょうか。

○政府委員(高田正巳君) 相談所で取扱います子供の持つております物は、やはり相談所のほうで処理をなさるほうが妥当な扱いであると存じます。ただ今のように実際問題として非常に届出るといつてもなか／＼届出る者がないやないかというところは実際問題といはしましてお説のような場合が多いことは私も想像することができるのであります。警察でかようなものを取扱わせるのは法律の建前といはしましては不適当でないかと思ひます。現実の問題といはしましては、警察と相談所というものは非常に連絡が密接でございしますので、警察に届出てあつて、その警察の線からかような

被害者がわかつて来るということは、現実の問題としてあつておるかと存じます。○委員(橋本錦一君) 私から一つ……危険物ですか、特に七首、ピストル、そういうような物を持つておるような場合がございしますか、或いはそういう物を持つておつて、兇暴性のある子供があると思うのですが、そういう物を隠し持つて、そして相談所でか、乱暴沙汰に及んだというふうな例はございせんか。

○政府委員(高田正巳君) ピストルはまだ私聞いておりませんけれども、七首は実例があると思ひます。それを振り廻して相談所の中で被害を及ぼしたという例は聞いておりません。と申しますのは、この法律で規定をいたしたいと存じておりますように、現実の措置といたしましては相談所のほうで預つておるといふことをいたしてございします。ただそれが財産権に亘ることとございします。法律的な根拠を持たせたいといふのがこの改正案の趣旨でございします。

○藤森治君 それではお伺ひいたしますが、三十三條の二のつと終りのほうですが、「児童相談所長は、一時保護を解除するときは三々で、「児童の福祉のため不適当であると認めるときは、これをその保護者に交付することとできる。」この保護者ですが、保護者が果していつてもわからぬでございします。殊にこゝろふうな児童には保護者のおらん場合が相当あるんじやないかと思ひますが、そういう場合には保護者に交付することができんかという事です。若しできないとすれば、これはどういふふうな処置をおとりにするか、お伺ひいたします。

○政府委員(高田正巳君) 多くの場合には施設にその措置をいたすといふような場合が非常にたくさんございします。例えば不良少年でありますれば教護院に措置する、さうな場合にはその施設長が保護者に当るわけとございします。それからこれを例へば里親に預けますとか、保護委託にいたしますとかいふような場合に、里親とか保護委託者が保護者になるわけとございします。それで大体さういふふうな場合で両親とか何とかいふような保護者が非常にわかに多いと思ひますが、両親以外のさういふ者も含めまして意味での保護者はわかる場合も相当あると思ひます。それでさういふふうな者のありますときには、その保護者に交付することができるといふ趣をこの法律で開いて頂きたい、こゝろ考へてございします。

○藤森治君 私の伺つておるのは、何か保護者の見つからない者があつたやないか、いろ／＼尋ねて見ても何してもどうも保護者がわからぬ、さういふ場合にはどうするか、それでさういふいふ見つからないとなつた場合に交付すべき物件をどう処理するかということと。保護者が必ず見つかるかといふ言ひ得ないんじやないかと思ひますがね。

○政府委員(高田正巳君) 子供を出します場合には、今の施設に容れませよんやないか、而も両親のわからぬといふような場合には、必ずただ追放すといふこととでなしに、引取先と

すからさうな場合にそれを保護者と見て交付することができるといふ趣を開かして頂きたい、かような意味でございします。

○藤森治君 そうしますとその児童については相談所があるが、教護院なら教護院に容れるといふことを決定しました場合に、教護院を責任者として、それを保護者とみなして交付するといふことですか。

○政府委員(高田正巳君) 今の御意見の通りでございします。

○井上なつ男君 物品の問題が出ておりますが、これまでどうした事例の問題で事件を起したのにどういふ事例がございしますか、それを教えて頂きたいと思ひます。

○深川タマエ君 関連してお話申し上げますが、私はとき／＼国会通動の途中有楽町あたりで戦災孤児を拾ひまして、暫く世話をして適当な所へ養子にやるんですけれども、その子供たちが関係した事件がございしますが、台湾から引揚げて来た子供ですけれども、父親が戦死したもので、その将校マントだけを唯一の形見に持つて東京へ帰つて来て保護者に預けられていた。出て来たのを私が拾つたのですけれども、後にその子供はどうしてもその将校マントを取返そうと随分熱心に申しますので、私のところで掛合つて見ましたけれども、何だか干して置きましたのが紛失したといふのでございします。やはり子供のしつけの上から必要だから、丁度その子供が長崎のほうへ自動車の運転手になるために引取つてくれます所へ参ります仕度金でそこから金に換えてもらつて来まして、僅かな金でございしましたけれども、

も、その将校マントを金に換えてその子供に持たしてやつたことがございしますが、そのときに事件といはばちつと裁判所へ相談したことがございしますが、さういふ事件があつたから、政府のかたがこれは御答弁なさるのだと思ひますけれども、私にさういふ事件がございしましたから御参考までに……

○政府委員(高田正巳君) 何か事件があつたかという御質問で……

○井上なつ男君 さういふ法律が出されるには何かさうしたろ／＼な問題があつてのことだろ／＼と思ひますので、どういふような事例の問題がありましたか、ちよつとお伺ひいたします。

○政府委員(高田正巳君) これは事件があつたといふことよりは、例えば、金にいたしますとそれを児童相談所長が預つております。それから物品にいたしましては今の七首のような物、いろ／＼な物を預つておりますが、さうな物が別にそれで問題が起つたわけではむしろございせんので、その処置をどうしたらいいかというその処置に困るわけです。厳格に申しますと、これは財産でございしますから、さうな物を児童相談所長が有権的に処理することのできるような法律的な根拠を與えて頂きたいといふのが、この規定を出しました趣旨でございします。さうなことでございまして、非常に何か事件が起つて困るからという意味でこの改正をお願いしたのじやございせんのです。併しながらこのような財産に關することとございしますので、それを適当に処理をいたしましては、これは法律的に申しますれば非常に重大な欠陥になるわけとございします。さ

よるなことを適當に円滑に処理をさして頂くような法律的な根拠を與えて頂きたい、こういう意味合いの規定でございます。

それから今の将校マントのお話でございしますが、どなたがそれを取上げて返さなかつたか、私伺いませんでしたか……。

○深川タマエ君 それは私の質問じやなくて、政府のかたに御参考までに申上げたのでございますけれども、やはり児童預所がどうしても将校マントを失ったのです。給失したと言つて返さなかつたのですけれども、子供のしつけ上困りましたので、とうとう私たちが押合いました、幾らかの金を出して、やはりその物は子供に返させました。そういうことがございました。

○藤森義治君 保護者に交付するといふことの御見解は今承りましたのでありますが、私はそれよりも、例えば今の七首を持つておるといふような場合に、あらかじめ相談所長がこれを保管しておることなのですが、これをどこかに置いて、教護院なら教護院へ送るといふ場合に、その相手先にやるよりも、むしろ相談所長が保護者に代つてずつと保管しておるといふほうが何から形においても自然のようであり、運営の上からいつても都合がいいんじゃないかと思ひます。これは議論になるかも知れませんが、お考えは如何ですか。

◎政府委員(高田正巳君) 確かに御意見御尤ものようなところもあると思ひます。従ひましてこちらにしていゝといふような、相談所長がずつと預り置くといふことにしても、或いは例へば教護院なら教護院長が預り置くといふ

うことにしても、法律のきめ方でどちらでもできるわけでございますが、私どもの考えましたのは、その物の所有権が仮に子供にあるという場合でございしますが、子供の行先の施設の長が保管をいたしたほうがむしろ妥当なのではないか、そういう考え方の下にかよりなき方をいたした次第でございます。

○深川タマエ君 児童相談所で、子供が人様から借りていたか或いは盗んだのかいたした品物で、本人に返そうにも子供が忘れたりいたしまして返しくれいとき、やはり返還請求権を有する者に対して公告をお出しになるのでしうけれども、一年以内に申出がなかつた場合に、その品物なりその金をどういふところに納めてどういふふうにお使いなさるのですか。

○政府委員(高田正巳君) そのことを明らかにいたしましたのがこの案の趣旨でございます。申出がないときはこの当該児童相談所を設置した都道府県にその財産は帰属するということに相成るわけでございます。

○山下義徳君 厚生大臣に質疑してよろしうございますか……、このたび児童福祉法の一部を改正する法律案の内容といたしましては教点ございまして、極めて簡單なようでございますけれども、殊にこの第三十四條第一項第四号の文にお加えなさらんといえまする、四の二並びに四の三の二号で

ございますが、殊に四の二といたして新たに挿入されようとされます改正点は、すべての児童に對しまして、夜間における児童のいわゆる街頭労働を禁止しようとする目的の改正点でございます。四の三は、十五歳未満の児童

に對しましては、夜間であらうと晝間に對しましては、いわゆる風俗營業取締法、關係のそういう場所に立入りを禁止しよう、こういう目的の改正点でございます。これは簡單に見ますと簡單なものです。ようにも思われるのでございますが、併し私どもといたしましては、この簡單に表面見えております今回のこの改正点のうちに盛つておりまする兒童福祉の關係の問題といたしましては、実に重大な問題を含んでおると本員は考えるのでございます。今日まで數次、兒童福祉法制定以來しばし

ば改正をいたしたのでございますが、
けだし今回の改正は從來曾つてない重
大な意義を兒童福祉の上に持つておる
ものであると私は痛感をいたしておる
のであります。従ひまして今回の兒童
福祉法の本改正案につきましては、政
府の御所見、御方針、或いは私ども国
会がこれを如何に審議するかというこ
とのそのあり方は、以て我が國の兒童
福祉の様相を示すとも言うほどの重
大な意義を持つものであると本員は痛
感いたしましたのでございます。従ひ

まして本案が本院に先議として提出せられまして、今日まで特に委員長にお願いし、委員会にお願いいたしまして、若干の研究期間を置いて頂いたのをごいしますが、そのゆえんは、只今申上げますように事重大であると思ひましたからでございます。殊に私はこの年少児童の、たとえそれの

街頭労働の禁止なり、それが児童福祉の目的であるといたしましても、いさしくも個人の労働権の幾らかでも抑制に相成るということになりますれば、憲法の労働権の上から見ましても相当に重大と考えなければならんと存じき

してその点の専門家の意見等も仰いでおつたのでございますが、労働権に抵触いたすかどうかという点につきましては疑義が薄らぎましたので、その点の疑問は若干は氷釈いたしたのでございしまするが、さような意味を以ちまして事重大に考えまするので、ここに今改正の持ちまする意義につきまして、政府の児童福祉の政策としての、大体の御方針を厚生大臣からお示し置きを願いたいと存じまして御出席を願ひ質疑をいたすわけでございます。

大に取上げられますことを私どもは従来からお願いいたしておるのでございまして、ややもいたしますと、この種の問題が軽視されることは実に慨嘆に堪えず存じておりまして、曾つて当委員会におきましては、特に吉田総理にお願いして御出席を願つたこともあつたのであります。総理も兒童問題を決して忽せにしていない証拠に御出席を下すつて質疑応答をいたしたこともございします。そういう意味合いで、今回

の改正がいいと簡単なようでございますが、本員といたしましても、政府といたしましても、私どもこの問題を深刻に考えまして、それを改正点に盛つております点、且つ又影響いたしますところらの問題を慎重に審議いたしたい、こういう考えで御所見を伺いたいと思つております。

第一点といたしましては、丁度都合のいいことには、又都合の悪い面もあるのではありませんが、大臣が兼任でいゝとつしやる点が大変都合も悪いのであります。たゞ兼任でありましようとも、この兼任の厚生大臣として伺い、

都合のいい点はたゞく労働大臣を兼ねておいでになる、そこで本日の審議にはその兼任の都合のいい点を誠に多といたすので、御答弁を期待いたしますのでありますが、今次の改正案につきまして、只今のいわゆる児童の街頭労働の禁止の問題は、率直に申上げまして、私はこのまま受取つて見ますと、これが果して児童の福祉政策であるか、或いはこれはむしろ年少児童の労働、何と申しますが、労働政策であるか、これをこのまま福祉政策の現われとして受取るよりは、それは底汎に申

況な福祉政策とでも言い得られますが、私どももいたしましては、どうももう労働政策で取扱うべきような性格のものかすばつとここに来ておる。どうももう福祉的な性格がこのままでは薄いようにも思う。言い換へれば労働基準法のの中にあるべきような性格の姿のようにに考えられるのであります。労基法におきましては、年少の児童のために幾多の保護規定を設けることになつておりますが、大臣は本案提出につきまして

御裁可になるのに十分その辺を御研究
下さつたと思うのでありますが、労基
法の中の規定のごときものがそのまゝ
ここに來ておるといふことの考え方に
おきまして、狙いとするところがどこ
が違ふのか、性格上労基法のほうでと
らざるところをここに持つて來たよう
に見えるのであります。そこで私は大

臣に伺いたいと思ひますことは、い
わゆる労働政策としての年少児童の勞
働保護政策とはどういふところが性格
上變つておるかという点を私は伺ひた
い。又この改正案そのもので言ひます
れば、どこに児童福祉という性格がな

の禁止規定の中に含まれておるのであるかという点を、つまり労基法の狙おうとするところ若し児童福祉法の中に持込むとするならば、この年少児童の労働禁止のこの規定が、どこを狙つて児童福祉という結果をもたらすかという点を私は労基法の関係との組み合わせにおきまして、こういう禁止規定を持つて来るのが労働政策でなくして児童福祉政策となるゆえんを、私は丁度岡大臣を兼ねておられますのがいい幸いでございまして、その性格の異なるところをここで一応根本的にはつきりしておく必要がある、こう考えますので、先ずこの点を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(吉武重市君) 御尤もな御質問でございまして、この今回改正をいたしました一番重要な点は、御指摘のごとく第三十四條の二と三の事項でございまして、これは一方労働権の問題もございまして、この改正の趣旨は、年少者の深夜の労働というものを保護しよう、深夜の勤めから救つて行きたいというのが第一点であり、第二点は風俗営業のような所に年少者を出入りさせることは青少年の教育上非常に面白くないからそれから保護しようという二点でございまして、第一点は深夜の作業から、業務から保護する点は労働法にもございまして、多少時間の差はございしますが、労働法ではたしか午後四時から午前五時まででありましたか、これは因襲労働條約におきましても深夜業禁止といひまして婦人及び年少者を労働から救つておるわけでありまして、このこの二つの点はいづれも年少者を保護しようという点でございまして、その保護という点から見れば労働基準法の年少者を保護することと勿論根本的に差があるわけではございません。年少者の福祉は先ずそういう保護の面及び積極的に福祉を図る面を併せまして、この年少者の福祉法というものができておるわけでありまして、これは労働法でも立法できるんじゃないかという御意見は御尤もでもございしますが、御承知のごとく労働法の基本は使用関係を前提にいたしまして、雇用主と雇用される者との間における雇用条件というものを保護するという建前になっております。で、深夜及び街頭の物品販売等も、往々見受けられるところ本当の親もございまして、或いは又そうでない者が、年少者を如何にも親のような恰好をして使つておる場合もあらうかと思ひますが、若し身内の者が自分の子供を使う場合は、労働保護法としてはちよつと保護の対象になりにくいのでございまして、併しまあその親が自分の可愛い子供を深夜も作業させるということは普通は考えられんことではございまして、勢ひこれは生活に困つたあけく止むを得ずという手を使うのだらうと思ひますが、併しそうだからといつてこれを放つて置きまして、深夜に年の小さい子供があの街頭に立つて物を売る、或いはカフェエその他のような思わしからざる場所に行つていろ／＼な物を売るといふことは、私どもから見ても如何にも気の毒であり、放つて置けないというところから今回この立案をしたような事情でございまして。

○山下善信君 今大臣のおつしやいましては、これを雇用条件としてお扱いになつてゐる、従つて使用者に対してどういふ取締規定を置いてゐるんだ、こちらのほうはこれは福祉という考え方で行くのである、こういうことではあります。私もそうでなくして児童福祉法の中に入れておるゆえんがないのでありまして、その点を伺つたのであります。それを言い換へますと、これを労基法で言うならば、雇用条件でございまして、その条件を十分にいたしますために、いわゆる單なる取締規定でもその条件の維持ができる、目的は達するのであります。従つて労基法のその条件に反したる者を、或いはその条件に反することを禁止してこれが取締の規定になつておる。且又労基法の上から申しますならば、その取締の規定がありまして、その児童は何ら痛痒を感じない、年少者は痛痒を感じないのみならず、その取締そのものによつて保護をされておまして、併しそれで収入の確保というものが、保障というものがあつたことになりまして、したがら福祉ということになります。と、取締という、單なる労基法と同じような法律形態を持つておます取締というだけでは、これは何らの保護規定にならん。一方の労基法の上におきましてはその年少児童それ自体はすでに一定の賃金の保障といふものがある、収入といふものがある、確定した雇用関係の上に立つての取締であり、こちらのほうはこの取締をしたというだけでは児童の福祉の上にプラスにならんのでありまして、生活の保障がこの取締られることによつて、こういう禁止せられることによつてこの

児童の生活の上に福祉が増進されなければ、生活ということば、心身の健全なる育成であります、内容は、その生活の保障が、禁止せられることによつて具体的にプラスされる面がなくは、福祉という性格にはならんと私は存するのであります。單なる取締といふことでは福祉の本質にはならんと私は考へるのであります、これらの取締の、こういう禁止によりまして児童の生活の上に如何なる福祉が増進されるか、如何なる生活の保障が加えられるかといふ点につきまして、福祉の増進の模様、即ちこの禁止規定によりまして児童の生活の上にとれだけの福祉が増進せられるかという点をお示しを願ひたいのであります。

○国務大臣(吉武重市君) 御尤もな御質問でございまして、ただ制限をするだけで児童は救済されないものでありまして、児童といへども好んで深夜に仕事をしなうが、一方それに対する生活の保障と申しますか、本當の福祉の手段が講ぜられなければならんことは御尤もでございまして、従ひまして勿論氣の毒な家庭につきましては生活保護法の適用は考へなければならんわけ、又生活保護法の適用だけで事足るわけじやございませんで、そういう青少年に対するまじめな職業の補導ということが私必要素であらうかと思ひます。で実は労働省のほうでも安定局においてやつております補導所、相当全国にございまして、これは過半やはり青少年でございまして、これはまだ十分とは私考えておりませんが、今後この補導の施設を拡充をいたしまして、これらのこの青少年

にまじめな生業を授けて行くということが大事であらうかと思ひます。ただこの法律で直ちにこれだけですぐ右から左といふふうに行きますれば結構でございまして、なか／＼そう行かない点は私遺憾に思ひますが、岡大臣が待つて行かなければ、御指摘のごとく禁止しただけで生活はできないという点は相當考へなければならんと思ひしております。

○山下善信君 私は、この禁止規定だけでは児童の福祉に余りプラスにはならん、それは一応考へ方としては、深夜業の禁止によつて心身への弊害、或いは環境から来るところの悪い影響を阻止し得られるようなことが考へられますけれども、併しながらそれも生活ができた上でのことでありまして、その生存の保障なくして枝葉のことが是正せられたからと言ひまして、いわゆる角を矯めようとして牛を殺すと同じく、児童の福祉を増進しようと思つて児童の生存権を脅かすに至りましては、果して福祉になるかならんか多々の疑問があるわけではございまして、今大臣が尤もだ、やはり生活保障的な裏付けがなくては、單なる取締だけで福祉の目的ができるものでない、或いは生活保護法の適用であるとか或いは職業補導であるとかいふ点に十分力を盡さねばならんといふことをおつしやつたのは私同感でありまして、まさに何と申しますか、この問題の盲点と言ひますか、中心点を大臣みずから御指摘に相成つたことは多々いたすのであります、そういうことと裏付けが果して御用意がなされてありますかどうか、これはここで国会が審議いたしますと即日施行するということに相成

つております。詳しいことは又児童局長に伺いますが、今日現にこういうことに該当いたしております児童、それらの保護者と言いますか、関係の人たちを法の対象として取締つて行く、すぐやめて行く、明日からその生存が脅かされて行くということに対する諸般の対策の準備というものが政府にはできておるのであるかどうか、これも伺つて置きたいと思つております。

○国務大臣(吉武憲市君) 御尤もでございますが、実はこの法律で直ぐ右から左に手当てをしていくというところまでは行つておりません。併しながら、日本の国力も回復して参りまして、一時のような非常な混乱の時期は一応まあ切れたというふうな状況で、一時の混乱時代には相当生活の異変がございまして、もと裕福に生活されておつた者も生活の途が杜絶する、従つてその可愛い子供も街頭に立たせなければならぬという状況が、今日に見受けられたのでございまして、その後だん／＼と回復に従ひまして、今日ではその数も減つておるように見受けられます。従ひましてこの禁止をいたしまして、それに該当して直ちに生活に困るといふ者の数は私さう多くはないのではないかと、従ひましてこの法律施行に際しましては、勿論各末端に通達を致しまして、それによつて生活の脅威を感じる者につぎましては、勿論生活保護法が現存しておるわけでありまして、それによつて遺憾なきを期するつもりでございます。と同時に先ほど申しましたように、ただ生活保護法で消極的に保護するといふだけではない、青少年にまじめな職業を授けて行くという点も併せて行きた

い。今日補導施設は相当全国にございす。そうしてその補導施設の方針も、主として青少年を容れるべくやらしておるわけでございますから、受入れとしてはないわけではないわけでございますから、今後末端におきまして連絡を密にしてでき得る限り遺憾なきを期したい、かように存じております。

○山下義信君 私は大體の所見と軌を一にしておるのであります。戦後この種の現象が非常に我々の目を驚かしむるものがありました。近時よほど減少いたしておるというところも同感であります。従つて本法の対象であらうと思はれるものは意外に少いのではないかと考へられるのであります。殊にその間に問題となると思はれる者は少いのではないかと考へられる。これらも政府から出ております資料或いはその他のデータ等につきまして、局長と資料の点は研究して見たいと思ふのであります。従来最も必要の多かりし時代にこの種の立法措置がなされずして、現に自他共に認めておりますような事態の過程を辿りつつある今日の段階になりまして、この法の中に特に禁止規定を入れる必要のありまするのはいさういふわけであるか。これは他の、福祉法中の本條の取締は私ではできないのではないかと、取締という面におきましては又労基法におきまして雇用関係があればやれるのであります。今日になりまして法律がなければできぬという事態といふものは、どういふところにあるか、これも明確にいたしておかなければならぬ、こう思ふのであります。

もう一つ私は質問の疑義を申し上げます。こゝういふ仕事こそ、これは取締的な仕事でなくして、これは私は他の機会に児童局長にも言つたのでありますが、これこそ児童福祉のケース・ワークとして社会事業的にこの種の対象を救ひ上げるといふか、指導して行くといふか、補導して行くといふか、処理するといふか、善処するといふか、極めて恰好の児童福祉事業の仕事でありまして、これを法律によつて禁止することによつて目的が達せられるといふことは、私はその考へ方がどうかと思ふ。今ともかくも漸次減少しておる、対象者が少くなつておると私は考へる。これは一々に個別的に片が付られるのではないかと考へられるのであります。今日に至つてこの種の禁止規定を必要とする理由を私は明確にいたしておきたいと思ふので、お示しを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(吉武憲市君) 御尤もでありまして、終戦直後のごた／＼の際に非常によく見受けられ、又非常に気の毒な事情があつたのであります。その当時立法がなされなかつたことは甚だ遺憾でございます。その当時はいろいろ／＼な方面においていろいろ／＼な混雑の状況でございましたので御了解を頂けると思ふのであります。今日漸く落ち着いた、その数も非常に減少して参りましたが、なお若干かような状況が残つております。これはお話のごとく、法律で解決する問題ではございせん、最後はやはり人の温かい力によつて解決をして頂かなければならぬ問題ではございせん、往々こゝういふ問題といふものはこの方面にもありがちなことで、とかく易きにつくき

らいがございせん。こゝういふふうなことで生活ができるということになりまして、まあ親で子供の可愛くない者はないのでありますけれども、勢いつい易きに流れやすい。又中には親でない、もらひ子とか何とかいふような関係や、或いは人の子供を預つて、それを子供を道具に使つて生活をしておるという者も私はあり得るのじやないか、これはまあ戦前にもあつたこととございまして、これを放置いたしますといふと、これがなれ／＼しくなりましていつまでも続く、それから一方この福祉に關係をして頂いておりますかた／＼は熱心に補導をしておるのであります。こゝういふ規定がございまして、とかくいろいろ／＼なところに摩擦が起りまして、何だ、それはおれたちが自由にやるものを、何でやかましきことを言うのだといふやうなこともありがちに出ておるわけでありまして、従ひましてやはりこの種の立法は一応法律としても整えて置き、なおその裏付けとして只今御指摘になりましたやうな児童福祉のかた／＼にお骨折りを頂けなくちやならぬのじやないか、かように存じております。

○山下義信君 私はこの法律によつてどうしても一応禁止する必要があるとおつしやいますれば、必ずしもそれを否定するものではございせん。併しながら数々繰返しますように、私は政府の児童福祉政策ということ、即ちそれはこゝういふ禁止規定の裏に持つ、こゝういふ裏付けの施策といふものを一つ是非これは求めなくちやならぬ、お願いしなくちやならぬ。それをやるといふ御意思を明確にして頂きたいといふので実はこゝういふ疑義を繰返

ておるのであります。と申しますのは、私もまあ案に於いて深くは存じませんが、例えばアメリカあたりの児童の街頭労働の禁止法等を見ましても、相当幅のある弾力のあるものを連邦政府としても或いは各州の法律としても皆持つておるのであります。こゝういふうに今次改正しようとするこれらの無制限、幅のない、弾力のない禁止規定といふものは、アメリカですらないように本員は承知しております。間違つておれば御指摘を願ひますが、而して児童の街頭労働等の禁止といふことの児童保護をいたします上におきまして、アメリカのごとき生活程度の豊かな國と我が國のごとき生活難のおびたしい社会情勢の國柄と、その問題性の持つております本質と申しますか、社会性といふものは比較になりません。向うのごときは、一人の児童が靴磨きをしておるということになりますと大變な問題でありまして、この児童をどうするか、この不幸な児童をどうするか、その社会地域が挙げてその児童のために奔走これ努力するであります。日本のごとき生活難の、一家総動員して星をいたさき夕べに月を踏んで働かなくちやならんやうなこの社会情勢のさなかにおきましては、こゝういふこの種の禁止をいたしますにつぎまして、もとより児童の保護、福祉のためにはございせんけれども、この社会情勢に即応いたしますやうな幅のある、弾力のある、而して裏付けのあるやうな福祉政策をもたられたいこそ所期の目的が達し得るのではないかと私は考へるのであります。若しこれが労働政策ならば幅はございせん。併しが福祉の面に

おきましては、種々なる先ほど大臣がおつしやつたように、單純なる事態でなくして、この種の持つておりまする問題の中にある複雑性から考えて、一応の取締ではいかないので、児童福祉に委ねるといふその点から言ひましても、相當の幅と弾力とを持たなくちやならん。アメリカにおきましても年少児童の街頭労働には、或いは事情によつては許可制をとり、或いは記章を佩用させ、或いは一定の区域を配達するところの新聞配達はこれは認めるといふようなことが或る州では認め、いろ／＼弾力を持つておる。然るに今次我が国において児童福祉の上にこの児童の街頭労働を禁止しようといふことは非常に進歩的な措置に見えておるものでありますが、併しながら只今申上げましたような福祉の匂ひが非常に少なくて、このいろ／＼な社会情勢と脱み合せてのそれらの対象者の中にひそんでおる複雑なるケースと言ひますか、児童と言ひますか、それに即座し得るような幅と弾力性のない單純なるこの禁止規定では、私はどうであらうかと考へるのであります、従ひましてこの禁止と必然的に伴ひまする裏付けを是非要望いたさなくちやならん。そこで私は本法を実施して行く上におきましてどういふ心がまえを政府は持たれ、又その実施に完璧を期して頂けるかどうか、言ひ換へますと、先ほど大臣もお触れになりましたが、児童を酷使しておるといふような何物かが背後におつてというやうなやうな場合、それから児童みずからが生活のために起ち上つておる姿、それから親子とも／＼が生存のために働いておるといふやうなあり方、さまざまあると

私は思ふ。そういうふうな例えはさほど児童の福祉の上に弊害がないと思はれるやうな場合と十分背後關係等を吟味いたしますと、面白くない、これは當然福祉の上に措置しなければならぬといふやうな場合とある。そういうやうな複雑なる事情等に対しては本法の適用が如何に思考されておるか、如何に考慮されておるのであるか、今後の運営におきまして果して完璧が期し得られる御見込があるかどうか、そういう点の政府の御方針はどういう御方針かといふことを伺ひたいと思ひます。○國務大臣(吉武憲市君) 御尤もでございます、その児童がこういう業務に従事する内面的な事情につきましましては、御指摘のごとくいろ／＼あるうと思ひます。私どもがここで最も力を注いで保護をしなければならぬ点は、御指摘のうちのいわゆる児童を酷使する面から救ひ出すこととなければならぬと思ひます。従ひましてこの運用につきましても、ただ処罰をするのだといふだけでなしに、お話のごとく如何にして児童をそういうところから救ひ出すかといふこととなければならぬと思ひます。その際にまあ親が子供を酷使するといふことはよく／＼の場合でなければいけません、もしやうが、人の子供を預つて、或いは人の子供を使つて自分の生活の糧にするといふのも私はあり得ると思ひます。そのうのも、そういうものにつきましましては、これは嚴重なる態度を以て臨まなければならぬと思ひます。そうでないものはやはり児童福祉のかた／＼の手によつてそういうところから他の生活の糧の道を輔導して頂くといふことでなければ、本當の意味の私は保護はできない

のではない。この点につきましましては法の運用の面、適用の面につきましまして十分氣をつけて行くつもりでございます。○山下義信君 私も大臣のその所見と全く軌を一にして、多ういたします。そういうお考えでありますならば本員の杞憂は全く杞憂に終りまして、私といたしましては満足するのであります。○國務大臣(吉武憲市君) これは法の施行に當りましては十分關係当局者に示達をいたします、協議もいたします、お話のごとく児童福祉關係のかた／＼に特に一つお骨折りを願ひたいと思ひます。なお官憲等におきまして、先ほど申しましたやうに、酷使する者につきまして嚴重なる手を伸べるやうに、そうして徒らに氣の毒な者をただ法の拘子定規によつて取締ると言ひますか、処分するといふか、そういうことのないやうに十分氣を付けて行くつもりでございます。○山下義信君 私は大臣のその根本的な御方針をお示し下さつたのでございしますから、あとは事務當局がその御方針を体して適宜計画すると思ひます。又それを信頼いたしますが、その点につきましてはあとで事務當局に私どもの愚見も申上げて、いろ／＼御意見も

うことは、何と言ひますか、絶好のテストである。今日児童相談所があり或いは児童福祉司があり、或いは児童委員がある等々の、この児童福祉法の持関がどれだけ動いておるか、該当児童の街頭労働を禁止すると同時に、一面には氣の毒なるそれらの児童の福祉、職業並びに生活の面に、何と言ひますか、福祉關係者がこれらのケースに向つてどれだけの力を示すかといふことは、私は我が国の児童福祉の本當の力試しとしてやらなければならぬことであると思ふのであります。併もそれらに對します準備と言ひますか、相當の計画があらうなると思ふのであります。若しそういうお考えがあるかないかといふことだけを一つもう一度承わつて置きたいと思ひます。○國務大臣(吉武憲市君) これは法の施行に當りましては十分關係当局者に示達をいたします、協議もいたします、お話のごとく児童福祉關係のかた／＼に特に一つお骨折りを願ひたいと思ひます。なお官憲等におきまして、先ほど申しましたやうに、酷使する者につきまして嚴重なる手を伸べるやうに、そうして徒らに氣の毒な者をただ法の拘子定規によつて取締ると言ひますか、処分するといふか、そういうことのないやうに十分氣を付けて行くつもりでございます。○山下義信君 私は大臣のその根本的な御方針をお示し下さつたのでございしますから、あとは事務當局がその御方針を体して適宜計画すると思ひます。又それを信頼いたしますが、その点につきましてはあとで事務當局に私どもの愚見も申上げて、いろ／＼御意見も

聞きたいと思ふのであります。要は私は児童福祉をただ單にすべからず、或いはこういうやうな禁止規定等を以てこの福祉が得られるのだといふやうな安易な考え方には反對をしますのでございまして、而して児童でありまして基本人權の尊重はなくてはなりません。名は成るほど深夜業の禁止によりまして、或いは限を覆わしむるやうな戶外労働の禁止によりまして一応ペーパー・プランとしては、デスク・プランとしては、觀念としてはそれで児童の福祉が進められたやうに見えておつても、実益、実体は何らない、むしろそれらの薄幸なる児童から収入を奪ひ、職業を奪ひ、労働基準法によつて工場から閉め出され、又街の中のやういふ自由營業の立場からは禁止せられる、それらの収入を失うた、生存の途を失うた児童や、その不幸なる、薄幸なる家庭は何を以てこれから生きて行くか、この児童福祉のためにやうしたことが却つて大なるその家庭の悲劇となり、禍いとなり、生計の途を失つた親子が相抱いてこの社会に生存の望みを断つたがごとき事態が一つでも起きましたならば、かかる規定を以て福祉がなじ得られると思はなければならぬ。それで靴磨きをとめるもよろしい、花売りをとめるもよろしい、新聞配達、牛乳配達がこのことによつてでなくなることもよろしいが、その奪われた収入を何によつてカバーするか、若しそれが生活保護法だけではそれが直ぐにいろいろな原則によつて適用ができなければ、あらゆる方面から救済の手がそれに伸びて行かなければならぬ、總動員して行かなければならぬと私は考へ

延びた事情も聞いておりますが、生活保護法がすでにそうなりつておりますし、又義務教育費も準備しておるという事情に鑑みまして、この兒童福祉だけが依然として元のままであるということは許さるべきではございませんから、次の予算編成期におきましては必ず實現するつもりでございます。

○山上義信君 大臣に対する私の大体の質問を終りました。なお残余の分につきましては事務局との質疑に保留いたしておきます。

○深川タマエ君 終戦後すでに六年十カ月かになりますので、当時十一歳の子供でございましてもうすでに十七、八歳になつております。兒童相談所ですか、あそこにおりますのはやはり小さい子供でありまして、相当年が大きくなりますと、ああいう所におるのをいやがつて町に出て来ておりますようにございますけれど、終戦直後の戦災孤兒の概算は大体兒童局のほう

が、あのときのその子供たちがどういうところに落着いたのでありますか、大体統計がおありであらうと思ひますが、参考までに御聞かせ願ひたい。

○政府委員(高田正巳君) 正確な数字を今覚えておりませんが、私の頭に残つております数字を参考までに申し上げます、正確な調査がございますすれば又後ほど何らかの方法で申し上げます。二十三年のこれは二月一日現在の調査しか実はございませんですが、戦災孤児が二万八千、引揚孤児が一万一千、それからこれは一般の孤児というところになつておりますが八万一千、捨子が二とか迷子だとかいうのが二千で、十二

万二千という数字になつております。私の大体の記憶によりますと、この約十二万の孤児、いわゆる孤児以外の者も実は含んでおるのでありますが、その入割ちよつとくらは親類縁者でありますとか、そういうふうなところ、或いはおじさんおばさんの家だとか、そういうところとつと面倒を見て頂いておる状況でございます。それから二割近い者が私どもの関係の、そういう人のいない本当に困つた気の毒な子供さんたちであります。施設でお世話いたしております。それから今御指摘のように、相当もう大きくなりましたので、その数字はどのくらいになりますか、一万くらいにはもう達しただろうと思ひますが、そのくらいの方はそれそれすでに自活の途を得て、或いは奉公をいたしておりますとか或いは就職をいたしておりますとか、そういうふううに自分でやつております。大体こういうふうになつておるようには私は記憶いたしております。甚だ難解な話で申し訳ございませんが……

○深川タマエ君 それから一万ぐらいの成年になつた子供たちはそれ／＼自活の途を開いていらつしやるとおつしやいましたが、幸いにいたしまして職業補導所の手を通したり或いは自分で職業の手を通してそれ／＼商工業の方面に雇われております子供は割合でございませうけれども、私の推測では相当大勢の人間が、年が大きなつて浮浪人の仲間に入つておるのじやないかしらんと思ひがつくのでございませう。海外移民の話もございませうけれども、農業の職業補導もございませうので、ちよつとこういう方面には向きにくいと思ひますが、先だつて実は新聞紙上に

職の会が広告を出しまして、一カ月一貫目の新聞紙を出してくる会員を募集いたしておりましたので、私一番に申込みましたら何だか先例がないから来てくれと言つたので、その様子を前に参りました。ところがその長の人から随分詳しくいろいろ説明も聞かれました。私感じたんですけれども、どこへ持つて行つたらよいのか考え最中だつたので、丁度よい機会ですから申し上げたので、バタ屋のことですけれども、今東京で勤めておりますあのベタ屋、四千人くらいおるそうですけれども、あれは一月か二月か三月か四月か五月か六月か七月か八月か九月か十月か十一月か十二月か、あつたので、バタ屋の横に別荘に建てて置きまして、ごみ箱の横に別荘に建てて置きまして、或いは家庭内に保管いたしまして、バタ屋で国営事業に参画いたしておる人は札を持つて参りますから、それが来たらそのその品物を出してやるというふうにしましたら、監獄に行かないで家族揃つて生活のできる口があるやうでございませう。職業をすべての國民に與えるということが政治の基礎でなければならぬと思ひますのに、今日は日本の政治が逆立ちいたしておりました。財政に余裕があつたら職業を與えるというのであつて、職業がなくて仕方なくて悪いことをした人たちを監獄に入れる途だけが開かれておるのでは、これは政治じやないと思ひますので、失業救済の途が現実において余りないのだから、まあ大した案じやございませうけれども、頼まれたので、私の手に少々余りますので、只今何かの若し方法がございしたら、こういうよい機会ですからお耳に入れておきますから、お考えをお願いしたいと思います。

○井上なつ子君 兒童福祉の問題ではございませうけれども、たま／＼……

○山下義信君 それじや委員長、兒童福祉の關係で午後御執行願つて兒童局長への質疑を済まして、明日私はこの法案の審議の上はこの深夜業街頭労働のために兒童がどれだけ不慮化しておるかという事態について警視庁当局の出席を求めてもらいたい。それから年少労働者の保護の労働行政の実情について労働省の基進局長或いは婦人少年局長の出席を求めたいと思ひます。それから生活保護との連絡について社会局長の出席を明日求めて頂きたい。それからこれらの対象兒童の大半は不就學兒童であるということですが、教育關係者は学校との間の關係をどうするかということについて文部省の責任局長の出席を求めて頂きたい。それでこの問題についてどなたの事前審議をしたかということについて中央兒童審議會、それから中央社会福祉協議会の兒童部關係の責任者、この二者の出席を求めて頂きたい。委員会が許可になりますれば明後日だけ済まして、私どもとして審議を早く進めたいと存じますから、そういうふうに取り扱いをお願いしたいと思います。要求いたしておきます。

○委員長(梅津鏡一君) 承知いたしました。本法案に關しての御質疑はほかにごさいますか。

○井上なつ子君 厚生大臣にちよつとほかのことで緊急質問しうございませう。それで折角お出ましを頂いておられますので、厚生大臣にお伺ひしたいと思ひます。昨日の夕刊か或いは今朝ほどの朝刊に載つておりましたのでございませうが、過般のメーデーに東京都立の板橋の病院の看護婦が出で参りまして騒擾に加つた、それで検査されたということが載つておるのではありませんが、あのことがつづまして辛い労働と厚生をお兼ねになつていらつしやいますから真相がおわかりでございませう。

○國務大臣(吉武憲市君) 私はまだその詳細を存しておりませんから、調べまして適当な機会にお答えを申し上げます。

○委員長(梅津鏡一君) それでは休憩をいたします。

午後零時七分休憩

午後一時四十五分開會

○委員長(梅津鏡一君) 休憩前に引続きました当委員会を再開いたします。

○山下義信君 兒童局長に対する質疑をお許しをお願いしたいと思います。

この法案の審議の關係の資料として配付せられてあるものの中にいろいろ統計等が添えられてあるのではありませんが、今日までの種種當兒童の実態につきまして厚生省がどれだけ調査をし、又その実情をどれだけ正確に把握しておられますか、その点について御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(高田正巳君) まとまりましたものはこの資料に附けてありますわけですが、そのほかにも厚生省直接といたしまして人を派しまして大阪の状況を調査をいたしました。或いは又私ども自分たちも出しまして東京の或る部分の深夜、翌朝の事情等をも調査をいたしました。さうなことをやつております。それで大体資料に表等が附いておりますので御了解頂けると思ひます。ございませうが、私どもこれらの調査によりまして大体の結論的なものをかような工合に考へておるのでございませうが、これらの街頭労働に従事しております子供たちは、両親又は片親を持つておる者が非常に多い、大体親

がないというのではなく、親があるのが多いのであります。それから比較的家族の多い者が多い、それでお生活保護法を受けている家庭は比較的少いというふうな結論が出ております。なお労働時間は一日七時間以上に及ぶ者が非常に多く、睡眠時間も極めて少く、延いては学校の欠席日数も相当多くなつておるに思ひます。それでこの点で先ず十時以後の街頭労働は、児童の身体的な影響というふうな観点から見ましても、就学の奨励というところから考えましても不適当ではないかというふうな気がいたすのでござい

合せまして、まあ十時以後翌朝三時までの労働は抑えてもいいのじやないだろうか、かような結論を一応私どももいたしましては出している次第でござい

を願いたい。何といつても確実なる調査資料が基礎で、その上に具体策が立てられて行かなければならぬと思つてありまして、これは一つ完全なものがあればお示しを願いたいけれども、まあ実際は不完全ではないかと思つて

触れましたが、厚生省と東京都と警視庁と社会福祉事務所の関係者が合同でやりました三月二十七日の調査がござい

ろうという考え方も御同情的でいいのであります。午後十時というところに線を引いて私は問題を論ずべきでなく、これらの街頭労働を禁止するとい

ます。なお子供の発見された場所は街頭も勿論でございしますが、入つておる所といしましてはキヤベレー、カフェーというふうな所が非常に多いと思ひま

た信頼のできるような調査がない、それで他の労働省の調査とか或いは取締官憲、官庁方面の報告とかいろいろの参考になるけれども、それは又権威ある報告でもありましようけれども、私

急分析せられた貴重で完全な資料を至急私は児童行政組織を通じておやりになつたら如何かと思ひます。あるので

たしてみたい、かように私只今考えております。

ある。ただ深夜業のみという、時間的に考えるのみでは私はまあ十分でないと思ふ。理想から言へばそうなんです。その養育費が、あらゆる社会保障制度や福祉の措置の裏付けが十分に

ます。先般私自身の調査をいたしました新宿の状況におきましては、その十時までの労働を抑えましても多

も、浮浪児という意味においては大きく取上げられてあつても、この街頭労働の一つの問題として大きく取上げら

るべきか御計画がございまして、如何でしようか。

〇山下義信君 是非一つ御実行願いた

でございまして、或る程度の自信を持つておるのであります。ただ遺憾なことに当夜天候の状況が悪いござい

たので、先般私自身の調査をいたしました新宿の状況におきましては、その十時までの労働を抑えましても多

〇政府委員(高田正巳君) 調査が不十分ではないかという御指摘でございま

〇山下義信君 是非一つ御実行願いた

〇山下義信君 是非一つ御実行願いた

〇山下義信君 是非一つ御実行願いた

ツツされるか、一番影響を受けるのは何であるか、靴磨きが影響を受けるか、花売娘が影響を受けるか、牛乳配達の影響を受けるか、納豆売りか、物の運搬か、何の種類の仕事の児童が影響を受けて、どれだけ収入に影響を来たすのか、又その収入の影響を来すことによつてその児童の家庭がどういふ変化を来すであらうかという調査がどこかに出ていますか。それが一つ二つでもよろしい、三つ四つでもよろしい、それが何かどの児童に、どの種類の仕事をしておる児童にはこの本法の改正によつてどれだけの影響を受けるか、その児童の家庭がどうなるか、そうするとどういふ手を差伸べてやらなければならぬかという見通しのきくような調査が一つ二つでもあるでしょうか、どうでしょう、恐らくそれはないのだらうかと思ふ、若しあればお示しを願いたい。そこまで或る何か、少くとも一つのモデル・ケースといひますか、サンブル・ケースといひますか、靴磨きについてはどうだ、花売娘についてはどうだ、甚だしいのはどうだ、これらの対象児童の九三多までは極貧家庭だ、今局長は生活保護法にかかつておらん者が多いと言われたが、生活保護法にかかつておれば私は安心するのです。生活保護法にかかつておらん者が非常に大部分であるがために憂慮するので、いわゆるボーダーラインなるが故に憂慮するのであります、そういう何か一つその辺の、何といひますか、見通しというやうなものについては、まあ當局を私は信頼しますから、むずかしいことを聞こうとは思いませんけれども、見通しが何かございませうかどうか、いづれ御指示なさるのであり

ましようから、そういうことについて御調査が願われますかどうか、一つ承わりたい。

○政府委員(高田正巳君) 十時で切るとどういふ種類の街頭労働に影響するかというこの御質問でございまして、これは新聞配達、納豆売りというやうな者は殆んどかわりありません。それから靴磨きにも大した影響はございません。一番影響がありますのは花売娘のやうなものでございまして、主として……。而もキャバレー、料理屋というやうな所に入りまして酔客を相手に商売をいたしておるやうな者が一番影響をいたします。かように考えております。

それから収入の問題でございまして、先ほど私が結論的にちよつと申しましたことは、午後十時で切つて見ると幾らぐらゐの稼ぎがあるか、十時以後に幾ら稼ぎがあるかというのを分けて調査をいたしまして、それを概観的に眺めたのが先ほどの結論でございまして、これは勿論時と場所によつて違ひますけれども、私も新宿に参りましたときの調査では、それを一々調べましたところが、十時までです月に相当額に上るものが多い、従つてそれ以後、そこで切りまして、まあこのくらいの年頃に期待する収入としては十分なんじやないかというやうな印象を持つたのであります。

それから保護法にかかつておる者はどのくらいかということは、それ、調査の場合におきましてはその人数も出ておりますが、ただその保護法にかかつておる者が一体どの程度の状況であるか、それからボーダーラインとして、保護法にかかつていない者がどの

程度の生活状況であるかというふうなことにつきましての詳細な調査はいたしております。概括的に、私も調査に当りましてはお資料等を見ましての印象におきましては、先ほど申し上げたと大臣が話しておられたが、街頭労働をいたしたり或いは浮浪したたりするやうな子供は終戦當時から比べますと非常に数は少くなつたわけでありまして、併し当時の多くの子供はよく御承知のように、浮浪をしておる者が非常に多かつたのでございまして、その身なり等も非常に極端に悪いやうな状態でございまして、ところがだん／＼とさうな者につきましては、それ／＼のまあ措置もいたしまして、又

い／＼／＼社会状態も改善をいたされた、したやうなこともあると思ひますが、今日街頭で見かけます児童というものは、當時のものとは実態が變りまして、例えば花売娘にいたしましては相当な身なりをして、リボンを差してそれぞれ身なり等から推察いたしますれば當時の街頭におつた児童とは若干形態が變つて来ておるやうに思ふのであります。これは勿論商売の何と申しますか、人に接して物を売つたりなんかすることとございまして、殊に花などを売るのでございまして、その商売をやるといふために無理をして身なりをよくしておるといふことも勿論あるかと思ひますが、とにかく身なりは相当きれいになつて来ております。従いまして終戦當時と比べますれば、全体の街頭におる児童は数の上からは少なくなりましたけれども、併しその質が非常に變つて来ておるのじやないか、まあこういうふうに私も調査に行つて

概括的に感じておる次第でございします。

○山下善信君 まあとにかくしつかり調査してもらつて、確実なものの上で一つ今後とつてこれは継続して対策を講じてもらわなければならぬことであるから……、実態につきましては今後の御調査に期待するというにしておきましよう。労働省の調査の資料は古いのですからこれは當てにならぬこととございしますが、それによつて見ましてもですね、つまりこの改正案によりまして、本條文によつて取締をしなければならぬというやうな好ましからざる背後関係というものは割合に少ない、これはまあ古い調査ですからわかんが、一、二年前のことですから、最近のはどうなつておるかわかんが、この児童自体が家庭の家計の中心になり或いは父親や親戚等の親族関係でその仕事をやつておるやうな者が多いといふことになれば、又い／＼法の運用上に工夫があるであらう。背後関係で児童を雇はするといふ状況が多いといふことになりますれば、又対策の狙いが違つて来るといふやうなことでありますから、実態をよく見て行かなければならぬと思ふので、それで、私は運用の点について、折角速記があるので、立法趣旨も明確にし、あとで参考になるやうな質問応答をして行かなければならぬと思ふのです、運用の場合におきまして、実際に子供が自分で自発的にやつておる。まあ親がある、親がそれを黙認しておつたならばいけないでしよう、とめなければならぬでしよう。これはしちやならぬと言わなければならぬ。してはならぬと言つたときに、

子供が、いや僕はするんだ、家の生活状態を見ておると僕がやらざるを得ない、お父さんが幾らとめても僕はやる、こゝ言つて子供が聞かない。聞かないでやつておるといふ状態もあるでしよう。それで、或いは親子の間に全然意思が疎通しないでやつておる者もあるでしよう。まあ保護者といひますか……、で本法のこの運用の上におきまして取締の対象になります者とこの児童との関係といふものが、まあいろいろなケースがあるでしよう。一番問題になるのは、家庭でおつかさんと申しますか、或いは児童が自分が独立してやつておるといひますが、そういうやうな、家庭のある児童がやつておる場合の二、三のケースをお示しになつて、そういうときにはそれがこの禁止の法に触れる、これは罰則があるでしよう。五千円の罰金ですか幾らでありましたか、あるでしよう。それらの運用についての点が非常に氣遣われましますので、親が処罰を受けると言つても困りますし、子供はまあ処罰の対象にならぬ、親が処罰されるというこゝとになると困るので。そういう場合には、よく事前にこれは注意もして置かなければならぬが、あとでその点は触れまして、当局のお考えを聞いてみますが、そういう場合の運用におきましての当局の御心配はどうか、一つその点を御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(高田正巳君) むずかしい御質問でございしますが、或いは御質問の答えになるかどうか知りませんが、けれども、法律の趣旨をいたしましては、親が承知をいたしておればこの罰則は適用されるということになつてお

ります。親といたしましては承認をいたしておれば、親の何と申しますか、親権と申しますか、監督権と申しますか、さような意味合いから承認をいたしておる場合には認めなければならぬ。従つて不作為によるかのような場合におきましてこの罰則は発動し得る建前になっております。併しなから実際の適用といたしましては、その子供の、例えば先ほどお話のありましたような具体的な例によりまして、子供の年齢によりまして事情は違ふわけでございまして、なお又さうな親が、親の家の状態がどうか、極端な例を挙げますれば、親が左うちわで生活をしておるといふような場合、或いはさうでなく、本当に病氣か何かをいたしておりまして、子供の養育だけによつて生活が維持されておるといふような場合、これはいろいろと具体的な事情によつて違ふことと思つてあります。従いまして午前中大臣がお答えになりましたように、この規定の運用におきましては、狙つておるところは児童の福祉でございます。罰則を適用いたすことが目的ではございませぬ。その趣旨に従つて運用をいたさなければならぬ。と同時に、又たとえ法律的には罰則に触れるような事態におきまして、罰則を適用するだけでなく、事情によりまして、児童福祉司とか或いは児童委員とか、或いは社会福祉主事とかいふようなもののケース・ワークと申しますか、さういふふうなものによつて、その罰則に触れるような状態を解決してやるといふ積極的な活動に待たなければならぬことは、山下先生の午前中にお話の通りであると私は思います。

○山下義信君 これは私もよくわからんのでありますが、今おつしやつたように両親が承認していると、親が承認していると親が処罰される。アメリカでは親が承認している場合は許すので、逆に許すのじやないでしようか。例えば加州の街頭児童の取締法では、児童の親が児童を使うというやうな場合には除外例とされる場合がある。これは働かしても、親ですから十分いゆる親の愛情の裏付けがあつて心配ない意味でもあるのでしよう。本法の場合におきましては、今局長の御説明のように、親がおりますという親の責任がそれにかかつて来ることであります。運用の上におきまして非常にこれは一つ御注意を皆さん願ひなければならぬ点になつて来ると思つてあります。

もう一つは、児童が独立して、私が先ほど申し上げましたように、独立してやる場合は、これは何ら本法の規定は及ばないことになつて来ますが、それに間違ひございませんか。

○政府委員(高田正巳君) 外国の立法例のことは何でも余り勉強しておりませんので、完全な資料を持合せておりませんので、私どもの研究いたしました範囲内では、主としてこれは英米でございまして、親ががやうな児童の心身に著しく有害な仕事を強制した場合に、他人と同様にやはり親がさやうなことをやらした場合には罰することになつておるようになっています。親だけは例外であるという規定は私ども承知しておる限りではないように存じております。ただ今のアメリカの加州の法令も相当詳細なものでなく、概括的なものは手許にあるわけでござい

ますが、カリフォルニアの今の規定は私ども手許にございせんので、或いはカリフォルニアにおきましてはさやうなことが行われておるのかもわかりません。これは私も調査をいたしておりませんので、お答を申し上げます。

それから子供が独立してやつておる場合にはいいのかという御質問でございますが、これは子供が眞に独立をいたしてさやうなことをやつております場合には子供は罰せられせん。

○山下義信君 これは実際におきましては誰が取締ることになりますか。この違反のある場合は、これは法律に違反するのでありますから、警察官もやるのであります。警察官もやるのであります。これは別として、これをどういふふうにするか、児童福祉関係者はこれを注意して行くことになりましようか。実際としてはこういう規定を作りますと、児童福祉法に違反したといつて片づから警察官が告発して行くやうな形になつて行きますようか、実際の運用がどうなつて行きますようか、その辺を一つお示しを願ひたいと思ひます。

○政府委員(高田正巳君) 児童福祉の關係機關であります児童福祉司とか或いは社会福祉主事でありまうとか、児童委員でありますとか、さやうなものから第一段階といたしまして、これらの事態があるかないかということについての、何と申しますか、違背と申しますか、さやうなことに當るわけでございます。若しさやうな場合に該当した事例があるといひますれば、いろいろとケースワーク等が片づかないといふことになりまして、而も情状よろしくないといふことになりまして、この罰則の発動をいたします場合には司法関係になりますので、警察のほうに参るといふことになるのではないかと考えます。かやうな筋が一応の筋でございまして、罰則でございまして警察官といたしましては発動できるわけでございまして、警察官の目に触れてこれをこの罰則にひつかけて取上げようと思へば、児童福祉機関を通じていでも勿論取上げられるわけでございます。従いましてさやうな場合も出て来ると思ひます。

これは蛇足でございまして、今日の警察は御承知のように補導係というやうな少年係といふやうなものを設けてやつておるやうでございまして、その扱い方の傾向は、一々事件にするといふよりも、それをその事態を補導によつて解消して行くといふ動きを非常に強く示しておりますから、さやうな点もこの際併せて考えて、実際の運用の姿を推察できるかと思ひます。なお警察関係と私どもの關係は、從來も非常に密接にやつておりますけれども、この問題につきましては特に連絡協調、密接を期すべく努力をいたしたいと考えております。

○山下義信君 密接にやつて頂くのは結構でございますが、私はさういふ警察關係の取締の上にございまして不備なるが故に児童福祉法の処罰規定があれば便利で、それを活用してさういふことには、これは本當を言へば望ましくないので。児童福祉法にさういふふうの規定してあるから、警察当局がそれ

によつていろいろ場合に檢舉して取締つてもらえるといふので、向うさんの便利のために児童福祉法が作つてあつたのは困る。この密接な連絡も結構であります。さういふ児童福祉關係者がこの間に活躍をしてもらわなければならぬのでありまして、例えば今これをやめまうと、やめまうといふ影響があります。こゝになるわけで、殊にこの十五歳以下の禁止規定の場合におきましてはなお更これは痛切なのであります。さういふことになりまして非常に困る、この家庭が困る、収入の途がなくなり忽ち影響するので困る。さういふやうな場合に、やるといふと処罰される。どうしませうかとやつてよく相談に行く、それはどこへ相談に行きますか。又さういふ家庭の場合には、児童福祉関係者としては誰が心配し、斡旋しますか、その点を一つきめておきましよう、承わりたい。

○政府委員(高田正巳君) さやうな場合には児童福祉司がその相談にあずかる、或いは社会福祉事務所に参つて相談いたしても社会福祉事務所でもその相談を受け付けます。窓口といたしましては児童相談所でも受け付けます。併しかやうな問題の処理のそれは窓口でありまして、どこへ相談に行つたらよいかといふ場合の、民衆のほうから見ました窓口であります。これを扱います中心の機關は、恐らく事が相當面倒になつて来ると思ひますので、児童福祉司が相談に當ることになると思ひます。

○山下義信君 児童福祉司がこれを扱ひまして、その児童福祉司はこれをどういふふうな処理をいたすことが予想されますでしょうか。これはいろいろ

児童相談所に御厄介になることになりましようか、社会福祉事務所のほうへ掛合せてやるということになりましようか、それから児童福祉司からの先は、そのルートはどういうふうになつて行くのでございませうか、これは私は不明なので承わつておきます。実際の動きを……

○政府委員(高田正巳君) いろいろ場合があると思ひますけれども、主としてその子供自体の傾向がどうだかという場合は少いと思ひます。家庭の経済問題が解決すべき問題として多かろうと思ひます。さうな意味合いにおきまして社会福祉事務所に連絡をいたしまして、生活保護法の発動を是なりと認めてそのほうに連絡をいたします。とか、或いは義務教育を終つておりますような子供の場合がありますけれども、直ぐ就職というふうな問題が起きて来ると思ひます。只今は中等学校の卒業生の就職率は労働省の資料によりますと八三%か何かで、非常にいいやうでございませう。向うのほうでは相当相談があれば受けられるという話であります。従つて義務教育を終つておるような者で、適当な就職を見付けてやるといふような問題でありますれば、職業安定関係になるかと思ひます。又午前中に大臣からお聞きになりましたように、適当な補導、職業の補導をする必要があるということになりますれば、職業補導所のほうに連絡轉送をいたすというふうなことになるかと思ひます。いろいろその場合によりまして行先は違ふと思つておりますが、相談所に参る場合は比較的少ないのではないかと私は予想いたします。

○山下義信君 一応今ではそんなんでしようと思つております。やはりそんなんでしよう。ですから児童相談所の性格が今のような状態でありまうから、こういう一般の福祉に関する事柄につきましては、比較的縁が薄いことになる。そうすると児童福祉司というものの扱ひがケースとしては、さういふ場合を扱うのが、本分と言ひます。か、大体児童福祉司というものは、児童福祉の問題で高度のものを、重要度のものを扱うというふうにもなつておるものでありましようか、こういうものを扱うというふうになる、その辺に筋が少し通りかねるところがあるやうであります。さうして児童福祉司は社会福祉事務所に関係が厚いか児童相談所に関係が厚いかということになります。児童相談所のほうに児童福祉司との関係はつきりさせて置かなければならぬ。あとでこれ又伺ふかも知れませんが、そこで私思ふに、こういう重大な問題が、これは児童福祉司においては相当重要度の高いケース、こういうものがさういふ問題の処理が社会福祉事務所に渡されたというのでは、その途端に何もそれで児童福祉司に縁が切れたとは私は言わん、言わんけれども、それから先は生活保護法のほうで処理してくれんといふたやうな、それから先は児童福祉司ではなくして、少くとも縁は薄くなつて、ほかの面で面倒を見てもらふのだ、そこまでは、見つけて連れて行くまでの話だということになる。さういふと、これらの処理において児童福祉司が活躍する場面が非常に薄くなる。これはできるだけ一方にさういふ処罰規定、禁止規定を設けた以上、午前中から論議されておりますやうに、お互いが心配しておりますやうに、この裏付けとして十分児童福祉司の手が伸びるということになると、恐らく社会福祉事務所に児童福祉司関係も扱ふのでありますから、決して冷淡になつては思ひませんが、我が田に水を引いて言ふならば、児童福祉司関係者で、これらが落ちつくまで、事後処理まで、その児童自体の家庭の上においてまでも十分この社会福祉事務所とも連絡し、生活保護関係とも連絡して見届けることまで児童福祉司の線内において心配してやりたい、さう思ふのです。さう思ふから伺つておるのです。さう思ふから実際の扱ひ方においてその安心し得られるところまで一つ面倒を見てやるといふことにおいてその辺の十分なる御研究と実務の扱ひ方に御配慮が願われるかどうかということを開いて置きたいと思ふのです。

○政府委員(高田正巳君) 私の先ほどの答弁に言葉が足りませんで誤解を招いたかと思ひますが、社会福祉……生活自体が貧乏だからさういふので生活保護法が発動になるから社会福祉事務所と連絡する、或いは職業関係、補導関係といふことになりましたが、それはいずれも連絡でありまして、ケース・ワーカーといつたしましては児童福祉司がそのケースを手がけるわけであらう。それから、それがどうなつたか、それから一体そのためにさういふやうな行つていくのかどうかというケースの全体的な責任者といつたしましては児童福祉司関係の者がやるわけであらう。さういふ責任をもちましてその意味でかような問題は、片一方には罰則を控えておりますし、それからいろいろ事柄を処理する

の相当長期に亘る、処理といつたしましては相当長期に亘つてこのケースを手がけなければならぬという性格のものであらうと思ひます。その意味で私はこの問題は社会福祉司のケースでなく、ケースの扱いの責任者として児童福祉司のケースであらうと思ふのでございませう。

○山下義信君 これは私は児童福祉司の一段の活動を期待せなければならぬ、児童福祉司の今日までの努力には敬意を表しますが、一段と活気を帯びてやつてもらひたい。この児童福祉司の制度が従来一部にいろいろ論議せられておりますが、関係者の一段の奮起といひますか、この児童福祉司の制度の全面的刷新を願わなければならぬ、これについて何か当局にお考えがあれば承わりたいと思ひます。それでこれは活動しやすいようにせなければならぬ。有機的な活動といひますか、いわゆるフィールド・ワーカーと言ひまわつておられますが、一つの児童福祉司の中においての児童福祉司の活動し得るやうな児童福祉司の施設が一貫し得られるやうな立場におかないと、これは何といひますか、非常に力がなくなつて来るやうに私は憂慮に堪へん。最近の児童福祉司の活動状況も、期待に副い得られるやうな状態にありまうかどうかというやうなことも心配に堪へんのであります。児童福祉司の活動といふやうな面につきましての当局の何かお考えがございませうか承わりたいと思ひます。

○政府委員(高田正巳君) 児童福祉司はいろ／＼論議を受けておるやうなものは、中にあるかも知れませんが、今山下先生のお話のやうに大いに努力をいたしまして相当な成績を挙げているといふやうに私は考えております。ただこれを今だけで満足することなく、もう少し訓練をいたす必要は勿論ございませうので、これにつきましては二十七年年度の予算にもこの現任訓練の費用が若干ではございませうが計上されておると記憶しております。かような費用を使ひまして、この資質の向上、現任訓練といふことには今後一層努力をいたしたいと考えております。大体さういふやうな状況でありますので、一つ私ども非常に遺憾に存じておりますことは、児童福祉司の定員といふものが、昨年度平衡交付金の中に算定をいたしまして地方に示したのであります。その際に相当数の増員をいたすことについてさういふ措置をいたしたのであります。御承知のように社会福祉司主事を非常に多く府県で増員をしなければならぬので、而もこれはあつた政治問題になつたやうに思ひます。そのほうの圧迫を受けまして、予定ほど増員が現実に進んでおらないといふ点がございませう。この点は非常に遺憾にございませうので、私も一応社会福祉司主事のほうに一段落をした今日でありますので、府県にこの充員について格段の努力を願つておるやうな次第でございませう。順次増員されて行くものと存じます。それからもう一つ児童福祉司の働き、非常に一貫性を持つた活動をいたしてございまして、さうして相談所に機を置いていいし又社会福祉司事務所に機を置いていい、その本来の仕事は一定の地区を担当したフィールドの

ケース・ワー・カーという立場をとつておるのでありますが、或る一定の地区を担当したワイルドのケース・ワー・カーであるという本質に変わりはないとさせていただきますが、できますならば身分の点ももう少しはつきりした一貫性のあるようなものにしたらどうであらうかというふうなことを私も内々考えておるのでございます。それらのことにつきましては、或いは適当な機会に何らかの法的な措置をお願いをする時期があるかも知れないと今考えておるのであります。これは研究中でございます。

○山下義信君 いま一つ、私は、これは御相談であります。これは行政当局としてはこの改正法律案が成立しましたら即日施行となつてゐるのであります。これは一つこの児童相談所の一時保護における物件の処分については、これは即日施行でよろしいと思つてゐますが、こういうこの処罰規定のありますやうな、而もいろいろ複雑な、対象者がいろいろな場合になつておつて、而も生活が逼迫して手から口へとつぐなつておるやうな世帯や、いろいろ対象者の禁止規定や取締規定が即日施行じやどうかと思つて、親切がない、どうかと思つてゐるやうな気がするので相談するのではありませんが、これはどうして周知徹底せしめますか。その方法は、これは県の児童課長を集め、民生部長を集め、児童相談所長を集め、いろいろあなた達が下の機関のこれは事務関係者にはよろしいと思つてゐます。わかりません、理解もありません。学問もあり行政官ですからわかりません。一般の大衆に、一般の国民に知らせねばならぬ。こういうことにするのだ、児童福

社の上から今度はこういう措置をするのだということを、この法の対象者は言うに及ばず、一般の国民にも知らせなければならぬ、周知徹底しなければならぬ。私も、私は常に児童福祉を強化することは、ただ単にその場だけの入だけなく、国民の協力がなくちゃならぬ、国民が児童福祉というところに非常な関心を持たなければならぬ。私は殊に強調したいのは婦人です。本日に婦人の、世の母性たち、母性はこれに興味と熱意を持たなければならぬ。更にこれは無論政治運動は結構であります。が、こういう福祉運動に必死に取り組む風潮が我が国の婦人に彌漫して来ることを期待せざるを得ない。そういう国民の協力があつて初めて児童福祉も行われ得る。国民に知らせねばならぬ。今日の児童福祉の上におきまする盲点の一つは、児童福祉関係の適当なボランティアがない、このボランティア活動の殆んど欠け失つておることです。児童福祉関係の国民協力の基盤がない。でありますから児童福祉が弱体である。如何に児童憲章を謳つても、これを国民運動に移す国民の協力、それを国民に推進するボランティアのないことなんです。いつでも児童福祉関係者を集めると、化石のごとくなつた児童福祉関係者が一体となつて出て来る、職業的な立場の業者が、叩いても打てども積極的な熱意に欠けておる。私はこれは言が過ぎるかも知れませんが、これは本当の熱意のあるフレッシユな熱意のありますボランティア、ボランティア活動が児童福祉の面においては欠けておるのである。これは国民に知らして協力を求めなければならぬ。どうして知らせるか、或る程度の期間が必要しや

ないかと私は思う。それでこういう罰則を伴う禁止規定の、而も児童福祉の上において画期的なことを一つやる。そうして我が国の街頭労働をしておる児童に福祉の手を差伸べるには、相当の周知期間が必要。その間に準備態勢を整えなければならぬ。私はこの改正法律のこの二点に限つては実施を明年の一月一日からにでも延ばして、こゝで児童福祉関係者がその対策をしつかり把握してやるだけの準備期間が必要。若し当局にすでにその準備ができておるといふことでございますれば、即日施行でもいい。その辺が非常に気遣われるのであります。そういうこととに對しましての当局の御用意はどうなつておりますか、お伺いしたいと思つておる。

○政府委員(高田正巳君) 御尤もな御質問でございます。私どもといたしましては、これを即日施行というようにつきましては、かようなものを直ちに罰則を發動するといふやうなことは全然考へておりません。これは十分にその趣旨を徹底させてから發動すべき罰則であると考えておまして、その点は運用の面におきましてさうなことでやつて行きたいと思つておりました。ですが、施行期日を延ばしたらどうかという御意見でございますが、私施行期日を適当な時まで延ばすことにつきましては特別な反対の気持も持つておりません。ただ感じのいたしましては、明年の一月一日といふことは、少しこれは別に大した根拠もありませんけれども、もう少し手前の時期において施行いたせばいいのじやないだらうかという気持を持つております。なお児童福祉関係のボランティアのお話が出ましたが、これはボランティアといひました、民生委員と二枚の看板を持つておられる児童委員がおられるわけでありまして、非常に熱心によつて頂いておるかたも勿論たくさんございまして、私も、ことによりましますと余り十分な児童委員としての御活動をお願いする意向も必ずしもなきにしもあらずのやうに考へます。児童委員の問題につきましては、今御指摘の児童福祉に関するボランティア活動をしてもらう人というやうな広い意味におきまして、私どもといたしましては今後の児童福祉の行政の中で重要な問題として研究をいたさなければならぬ、かように存じておる次第であります。

○山下義信君 一応私はこの程度にとめて、又必要なきに質問をさせて頂きます。

○委員(梅津錦一君) ほかに御質問ございませうでししたら、本日はこれを以て散会したいと思つてゐますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(梅津錦一君) 散会いたします。

午後二時四十六分散会

五月十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、外国軍用艦船等に関する検査法特例案

外国軍用艦船等に関する検査法特例案

外国軍用艦船等に関する検査法特例案

第一條 外國の軍用艦船又は軍用航空機の検査については、この法律による外、検査法(昭和二十六年法律第二百一十一号)の定めるところによる。

(定義)

第二條 この法律において「軍用艦船」とは、軍用航空機とは、外國の軍隊に属し、且つ、その軍用に供する艦船又は航空機をいう。

(検査の開始)

第三條 検査は、検査港以外の港及び検査飛行場以外の飛行場において行う。

(検査信号)

第四條 検査法第九條前段に規定する検査信号は、当該軍用艦船が最初に國內の港に入つた時から掲げるものとする。

(検査の開始)

第五條 検査所長は、國內の港に入つた軍用艦船又は國內の飛行場に着陸し、若しくは着水した軍用航空機の長(長に代つてその職務を行ふ者を含む。以下同じ)から、検査を受ける旨の通知があつたときは、荒天の場合その他やむを得ない事由がある場合を除き、すみやかに、検査を開始しなければならぬ。但し、日没後に入つた軍用艦船については、日出まで検査を開始しないことができる。

(協議)

第六條 検査所長は、検査法第十三條及び第十四條に規定する措置をとる場合には、あらかじめ、当該軍用艦船又は軍用航空機の長と協議しなければならない。

第一條 外國の軍用艦船又は軍用航空機の検査については、この法律による外、検査法(昭和二十六年法律第二百一十一号)の定めるところによる。

(定義)

第二條 この法律において「軍用艦船」とは、軍用航空機とは、外國の軍隊に属し、且つ、その軍用に供する艦船又は航空機をいう。

(検査の開始)

第三條 検査は、検査港以外の港及び検査飛行場以外の飛行場において行う。

(検査信号)

第四條 検査法第九條前段に規定する検査信号は、当該軍用艦船が最初に國內の港に入つた時から掲げるものとする。

(検査の開始)

第五條 検査所長は、國內の港に入つた軍用艦船又は國內の飛行場に着陸し、若しくは着水した軍用航空機の長(長に代つてその職務を行ふ者を含む。以下同じ)から、検査を受ける旨の通知があつたときは、荒天の場合その他やむを得ない事由がある場合を除き、すみやかに、検査を開始しなければならぬ。但し、日没後に入つた軍用艦船については、日出まで検査を開始しないことができる。

(協議)

第六條 検査所長は、検査法第十三條及び第十四條に規定する措置をとる場合には、あらかじめ、当該軍用艦船又は軍用航空機の長と協議しなければならない。

第一條 外國の軍用艦船又は軍用航空機の検査については、この法律による外、検査法(昭和二十六年法律第二百一十一号)の定めるところによる。

(定義)

第二條 この法律において「軍用艦船」とは、軍用航空機とは、外國の軍隊に属し、且つ、その軍用に供する艦船又は航空機をいう。

(検査の開始)

第三條 検査は、検査港以外の港及び検査飛行場以外の飛行場において行う。

(検査信号)

第四條 検査法第九條前段に規定する検査信号は、当該軍用艦船が最初に國內の港に入つた時から掲げるものとする。

(検査の開始)

第五條 検査所長は、國內の港に入つた軍用艦船又は國內の飛行場に着陸し、若しくは着水した軍用航空機の長(長に代つてその職務を行ふ者を含む。以下同じ)から、検査を受ける旨の通知があつたときは、荒天の場合その他やむを得ない事由がある場合を除き、すみやかに、検査を開始しなければならぬ。但し、日没後に入つた軍用艦船については、日出まで検査を開始しないことができる。

(協議)

第六條 検査所長は、検査法第十三條及び第十四條に規定する措置をとる場合には、あらかじめ、当該軍用艦船又は軍用航空機の長と協議しなければならない。

第一條 外國の軍用艦船又は軍用航空機の検査については、この法律による外、検査法(昭和二十六年法律第二百一十一号)の定めるところによる。

(定義)

第二條 この法律において「軍用艦船」とは、軍用航空機とは、外國の軍隊に属し、且つ、その軍用に供する艦船又は航空機をいう。

(検査の開始)

第三條 検査は、検査港以外の港及び検査飛行場以外の飛行場において行う。

(検査信号)

第四條 検査法第九條前段に規定する検査信号は、当該軍用艦船が最初に國內の港に入つた時から掲げるものとする。

(検査の開始)

第五條 検査所長は、國內の港に入つた軍用艦船又は國內の飛行場に着陸し、若しくは着水した軍用航空機の長(長に代つてその職務を行ふ者を含む。以下同じ)から、検査を受ける旨の通知があつたときは、荒天の場合その他やむを得ない事由がある場合を除き、すみやかに、検査を開始しなければならぬ。但し、日没後に入つた軍用艦船については、日出まで検査を開始しないことができる。

(協議)

第六條 検査所長は、検査法第十三條及び第十四條に規定する措置をとる場合には、あらかじめ、当該軍用艦船又は軍用航空機の長と協議しなければならない。

(艦内隔離)

第七條 検査法第十四條第一項第一号に規定する隔離は、当該軍用艦船に検査伝染病患者を收容する施設があるときは、その施設に收容して行うことができる。

(適用又は準用しない規定)

第八條 軍用艦船又は軍用航空機の検査については、検査法第四條、第六條、第八條、第十一條第二項、第十九條第三項、第二十一條第一項から第五項まで、第二十四條、第二十五條、第二十七條、第二十九條、第三十六條第一号、第三十七條第二号及び第三十八條第一号の規定は、適用せず、且つ、同法第三十四條の規定に基く政令でこれらの規定が検査伝染病以外の伝染病について適用される場合においても、これを適用しない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検査法の一部改正)

2 検査法の一部を次のように改正する。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 削除

五月十七日本委員会に左の事件を付託された。

一、原爆犠牲者等の援護に関する請願(第二〇〇七号)

一、国立病院の地方移管反対に関する請願(第二〇〇八号)

一、国民栄養改善法制定に関する請願(第二〇一八号)(第二〇一九号)

(第二〇五〇号)(第二〇五七号)

(第二〇八五号)(第二〇八六号)

(第二一一〇号)(第二一一一号)

(第二一二二号)(第二一二三号)

(第二一一四号)(第二一一五号)

(第二一一六号)(第二一一七号)

(第二一一八号)(第二一九九号)

(第二二二〇号)

一、母子福祉法制定に関する請願(第二〇三四号)(第二〇三五号)

(第二〇六八号)

一、国立札幌病院新築完成促進に関する陳情(第一〇二二号)

一、伊勢志摩国立公園地内内宮前駐車場施設費国庫補助増額等に関する陳情(第一〇三三三号)

第二〇〇七号 昭和二十七年四月二十五日受理

原爆犠牲者等の援護に関する請願

請願者 長崎県議會議長 岡本直行

紹介議員 秋山俊一郎君 藤野繁雄君

軍人、軍属家族援護に関する法律の内容において、国家の命令により徴用を受け、軍需工場に作業中原爆あるいはその他の攻撃により殉職した勤労学徒、徴用工員、女子挺身隊員等が全然無視されていることは遺憾であるから、本法の適用範囲を拡大してこれら原爆や戦災による犠牲者の国家援護を図らねばならぬとの請願。

第二〇〇八号 昭和二十七年四月二十五日受理

国立病院の地方移管反対に関する請願

請願者 長崎県議會議長 岡本直行

紹介議員 秋山俊一郎君 藤野繁雄君

政府は、開議において国立病院の過半数を地方に移譲することを決議した由であるが、これは、国民生活の現況および窮乏の極にある地方財政の現状を無視するものであり、国民の医療施設の診療内容を低下する結果となるから、既存の国立病院については従来通り運営として存置せられたいとの請願。

第二〇一八号 昭和二十七年四月二十八日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 東京都豊島区集鴨三ノ二六国民栄養改善法制定促進会内 赤星天童

紹介議員 山下 義信君 三木治朗君

国民生活安定の基礎は、食生活の合理化にあるから、国民の食生活を栄養上から健康的、経済的に改善するに重要な、国民栄養改善法の制定を図らねばならぬとの請願。

第二〇一九号 昭和二十七年四月二十八日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 東京都豊島区集鴨三ノ二六国民栄養改善法制定促進会内 田中静雄

紹介議員 中山 壽彦君 梅津 錦一君 河崎 ナヲ君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二〇五〇号 昭和二十七年五月一日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 東京都北多摩郡国分寺町本多六ノ四七七日本

紹介議員 秋山俊一郎君 藤野繁雄君

政府は、開議において国立病院の過半数を地方に移譲することを決議した由であるが、これは、国民生活の現況および窮乏の極にある地方財政の現状を無視するものであり、国民の医療施設の診療内容を低下する結果となるから、既存の国立病院については従来通り運営として存置せられたいとの請願。

第二〇一八号 昭和二十七年四月二十八日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 東京都北多摩郡国分寺町本多六ノ四七七日本

紹介議員 秋山俊一郎君 藤野繁雄君

国民生活安定の基礎は、食生活の合理化にあるから、国民の食生活を栄養上から健康的、経済的に改善するに重要な、国民栄養改善法の制定を図らねばならぬとの請願。

第二〇一九号 昭和二十七年四月二十八日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 東京都豊島区集鴨三ノ二六国民栄養改善法制定促進会内 田中静雄

紹介議員 中山 壽彦君 梅津 錦一君 河崎 ナヲ君

政府は、開議において国立病院の過半数を地方に移譲することを決議した由であるが、これは、国民生活の現況および窮乏の極にある地方財政の現状を無視するものであり、国民の医療施設の診療内容を低下する結果となるから、既存の国立病院については従来通り運営として存置せられたいとの請願。

第二〇一八号 昭和二十七年四月二十八日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 東京都豊島区集鴨三ノ二六国民栄養改善法制定促進会内 赤星天童

紹介議員 山下 義信君 三木治朗君

国民生活安定の基礎は、食生活の合理化にあるから、国民の食生活を栄養上から健康的、経済的に改善するに重要な、国民栄養改善法の制定を図らねばならぬとの請願。

第二〇一九号 昭和二十七年四月二十八日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 東京都豊島区集鴨三ノ二六国民栄養改善法制定促進会内 田中静雄

紹介議員 中山 壽彦君 梅津 錦一君 河崎 ナヲ君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二〇五〇号 昭和二十七年五月一日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 東京都北多摩郡国分寺町本多六ノ四七七日本

紹介議員 秋山俊一郎君 藤野繁雄君

政府は、開議において国立病院の過半数を地方に移譲することを決議した由であるが、これは、国民生活の現況および窮乏の極にある地方財政の現状を無視するものであり、国民の医療施設の診療内容を低下する結果となるから、既存の国立病院については従来通り運営として存置せられたいとの請願。

第二〇一八号 昭和二十七年四月二十八日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 東京都北多摩郡国分寺町本多六ノ四七七日本

紹介議員 秋山俊一郎君 藤野繁雄君

国民生活安定の基礎は、食生活の合理化にあるから、国民の食生活を栄養上から健康的、経済的に改善するに重要な、国民栄養改善法の制定を図らねばならぬとの請願。

第二〇一九号 昭和二十七年四月二十八日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 東京都豊島区集鴨三ノ二六国民栄養改善法制定促進会内 田中静雄

紹介議員 中山 壽彦君 梅津 錦一君 河崎 ナヲ君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二〇五〇号 昭和二十七年五月一日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 東京都北多摩郡国分寺町本多六ノ四七七日本

紹介議員 秋山俊一郎君 藤野繁雄君

政府は、開議において国立病院の過半数を地方に移譲することを決議した由であるが、これは、国民生活の現況および窮乏の極にある地方財政の現状を無視するものであり、国民の医療施設の診療内容を低下する結果となるから、既存の国立病院については従来通り運営として存置せられたいとの請願。

第二〇一八号 昭和二十七年四月二十八日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 東京都北多摩郡国分寺町本多六ノ四七七日本

紹介議員 秋山俊一郎君 藤野繁雄君

国民生活安定の基礎は、食生活の合理化にあるから、国民の食生活を栄養上から健康的、経済的に改善するに重要な、国民栄養改善法の制定を図らねばならぬとの請願。

第二〇一九号 昭和二十七年四月二十八日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 東京都北多摩郡国分寺町本多六ノ四七七日本

紹介議員 秋山俊一郎君 藤野繁雄君

国民生活安定の基礎は、食生活の合理化にあるから、国民の食生活を栄養上から健康的、経済的に改善するに重要な、国民栄養改善法の制定を図らねばならぬとの請願。

第二〇一九号 昭和二十七年四月二十八日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 東京都北多摩郡国分寺町本多六ノ四七七日本

紹介議員 秋山俊一郎君 藤野繁雄君

国民生活安定の基礎は、食生活の合理化にあるから、国民の食生活を栄養上から健康的、経済的に改善するに重要な、国民栄養改善法の制定を図らねばならぬとの請願。

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 谷口弥三郎君

国民栄養の改善については、大正十五年以來二十七年間にわたつて、各都道府県庁、団体、工場、事業場、学校、病院等の栄養給食および都市、農山漁村民について行つた実験的研究によつて、その効果の顯著なことが認められているから、食生活の合理化を図るため、国民栄養改善法を制定せられたいとの請願。

第二〇五七号 昭和二十七年五月六日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 岐阜市八ッ梅町二日本栄養士会岐阜支部

紹介議員 内 宮沢四一

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二〇八五号 昭和二十七年五月八日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 横浜市南区下永谷町一、〇五四日本栄養士会神奈川県支部内 保科久雄

紹介議員 三木 治朗君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二〇八六号 昭和二十七年五月八日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 千葉市春日町二二日本栄養士会内 森川規矩

紹介議員 片岡 文重君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二一一〇号 昭和二十七年五月八日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 秋田市中城町四堀々 莊 中島吉彦

紹介議員 鈴木 安孝君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二一一二号 昭和二十七年五月八日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 東京都杉並区大宮前一ノ四六 声沢千代

紹介議員 奥 むめお君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二一一三号 昭和二十七年五月八日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 東京都世田谷区三宿町二五昭和女子大学内 中村不二

紹介議員 柏木 庫治君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二一一三三号 昭和二十七年五月八日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 東京都世田谷区三宿町二五昭和女子大学内 中村不二

紹介議員 柏木 庫治君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二一一三三号 昭和二十七年五月八日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 東京都世田谷区三宿町二五昭和女子大学内 中村不二

紹介議員 柏木 庫治君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二一一三三号 昭和二十七年五月八日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 東京都世田谷区三宿町二五昭和女子大学内 中村不二

第二二一四号 昭和二十七年五月八日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 千葉県市川市鬼越町二ノ二五一 金沢賢一

紹介議員 片岡 文重君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二二一五号 昭和二十七年五月八日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 東京都杉並区永福町四一六森口方 佐々木理喜子

紹介議員 河崎 ナツ君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二二一六号 昭和二十七年五月八日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 東京都足立区千住仲町六〇 青木玲子

紹介議員 高田なほ子君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二二一七号 昭和二十七年五月八日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 広島市基町一 岡田正美

紹介議員 楠瀬 常緒君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二二一八号 昭和二十七年五月八日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 東京都練馬区上石神井一ノ四一〇 高橋重磨

紹介議員 赤松 常子君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二二一九号 昭和二十七年五月八日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 東京都杉並区荻窪三ノ五〇 小河徳子

紹介議員 岩沢 忠恭君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二二二〇号 昭和二十七年五月八日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 東京都世田谷区玉川奥沢町三ノ一五一 萩原八重子

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二二二四号 昭和二十七年四月二十八日受理

母子福祉法制定に関する請願

請願者 愛媛県松山市小栗町梅岡富栄外五百八十八名

紹介議員 玉柳 寛君

戦争犠牲者に対する国家補償が実現されようとしていることは喜びとするところであるが、一方育成途上の子女を抱え、経済的に乏しく、困苦の生活と戦う母子世帯が多数あるから、これら母子家庭にもすみやかに母子福祉法が制定されるよう特別の措置を講ぜられたいとの請願。

第二二二五号 昭和二十七年四月二十八日受理

母子福祉法制定に関する請願(一通)

請願者 福島県双葉郡大久村大字大久保中ノ内 根本源壽外三千二百十九名

紹介議員 木村 守江君

この請願の趣旨は、第二〇三四号と同じである。

第二二六八号 昭和二十七年五月七日受理

母子福祉法制定に関する請願

請願者 福島県伊達郡飯野町字町二六 斎藤タカ外千二百八十名

紹介議員 油井賢太郎君

この請願の趣旨は、第二〇三四号と同じである。

第一〇二二二号 昭和二十七年四月二十五日受理

国立札幌病院新築完成促進に関する陳情

陳情者 北海道札幌市議会議長 斎藤忠雄

札幌市白石四條三丁目新築中の国立札幌病院は、工事がはなはだしく遅延しているため、国立病院としての機能が発揮できないばかりでなく、この完成を期して札幌市が実施しようとしている札幌市健康病院的病床移転、同西保健所の新設等の事業執行をはばんでいるから、同工事のすみやかなる完成を図られたいとの陳情。

第一〇三三二号 昭和二十七年五月一日受理

伊勢志摩国立公園地内官前駐車場施設費国庫補助増額等に関する陳情

伊勢志摩国立公園地内、伊勢神宮、内宮前に設置する自動車駐車場に対する施設費の補助金は、二十七年度において厚生省国立公園費より二十万円、三重県費より二十万円合計四十万円であるがこれでは完全な駐車場の設置はできにくく、これを増額するとともに同外宮前にも駐車場を設置するよう格別の配慮をせられたいとの陳情

陳情者 三重県志摩郡鳥羽町財団法人伊勢志摩国立公園協 会長 石原圓吉

五月十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、災害救助法の一部を改正する法律案(千葉信君外十六名発議)

五月二十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、国民栄養改善法制定に関する請願(第二二二七号)(第二二四〇号)(第二二六八号)(第二二〇七号)(第二二〇八号)(第二二二〇九号)(第二二二一〇号)(第二二二二六号)(第二二二八八号)(第二二八九号)(第二二四一〇号)(第二二二七号)(第二二二八号)(第二二九四号)

一、地盤沈下変動に伴う下水道施設費国庫補助の請願(第二二六〇号)

一、理容師美容師法廃止反対に関する請願(第二二八七号)

一、未復員者給與法適用期間延長等に関する請願(第二二七五号)

一、児童の精神衛生に関する福祉機関設置の陳情(第一〇七四号)

一、国民栄養改善法制定に関する陳情(第二〇七九号)

第二二二七号 昭和二十七年五月九日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 福島県矢矧町一一四 入鉄龍太郎

紹介議員 油井賢太郎君

国民生活安定の基礎は、食生活の合理化にあるから、国民生活の食生活を栄養上から健康的、経済的に改善するため、国民栄養改善法を制定せられたいとの請願。

第二二四〇号 昭和二十七年五月九日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 香川県高松市中野町三八四 松岡エイ

紹介議員 三好 始君

この請願の趣旨は、第二二二七号と同じである。

第二二〇六号 昭和二十七年五月十二日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 佐賀県唐津市城内西四〇四 天ヶ瀬六三郎

紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第二二二七号と同じである。

第二二〇七号 昭和二十七年五月十二日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 東京都港区丹後町一山 脇学國短期大学内 白沢清人

紹介議員 青山 正一君

この請願の趣旨は、第二二二七号と同じである。

第二二〇八号 昭和二十七年五月十日受理
国民栄養改善法制定に関する請願
請願者 鹿兒島市長田町二四五
日本栄養士会鹿兒島支部内 村上新太郎
紹介議員 前之園喜一郎君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第二二二八号 昭和二十七年五月十日受理
国民栄養改善法制定に関する請願
請願者 徳島市田宮町北原朝日
住宅日本栄養士会徳島県支部理事長 米田迪
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

この請願の趣旨は、第二二四一号と同じである。
第二二二八号 昭和二十七年五月十日受理
母子福祉法制定に関する請願
請願者 福島県白河市宇天神町
三三三 水野清外二千九百七十八名
紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第二二四一号と同じである。

第二二八七号 昭和二十七年五月十日受理
美容師法制定に反対に関する請願
請願者 岡崎市板屋町八七愛知
県美容師同組合理事 長 坂部鉦一外千二十八名
紹介議員 成瀬 勝治君
美容師法の全面的廃止は衛生上憂うべき事態の発生を予測せしめる一方、現在の美容業界を混乱に陥れ、美容師の素質を低下せしめる虞れがあるから、現行法を存続せられたいとの請願。

第一〇七四号 昭和二十七年五月十日受理
児童の精神衛生に関する福祉機関設置の陳情
陳情者 三重県庁内三重県児童福祉審議会内 岡山三治郎 外六名
児童の精神衛生に関しては、單に異常性の治療予防ばかりでなく、児童の生活を調整し人格を統整する総合的施策が確立される必要があるから、問題児童の研究によつてその指導原理と技術を究め、これによつて不調整児の予防更生と一般児童の保護育成を図るため、児童の精神衛生に関する福祉機関をプロック単位に国費によつて設置せられたいとの陳情。

第二二〇九号 昭和二十七年五月十日受理
国民栄養改善法制定に関する請願
請願者 松山市北持田町県庁公
舎内日本栄養士会愛媛県支部内 池山一男
紹介議員 玉柳 實君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第二二四一号 昭和二十七年五月九日受理
母子福祉法制定に関する請願
請願者 福島県安達郡本宮町南
町一〇九 笠原忠次
紹介議員 河井 彌八君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第二二六〇号 昭和二十七年五月十日受理
地盤沈下変動に伴う下水道施設費国庫補助の請願
請願者 愛媛県松山市長 黒田 政一外四十四名
紹介議員 玉柳 實君
昭和二十一年の南海大地震により愛媛県中予海岸線一帯は六十センチから百センチ地盤が沈下し、このため飲料水はかれ、汚水、雨水の排水がはなはだしく困難となり、人家はもち論、田畑に浸水滞留し、作物は枯死し、魚貝類は死滅し、漁民の生活はますます困難を加えてきている上に、衛生環境の悪化による伝染病のためその惨状は言語に絶するものがあるから、すみやかに下水道工事を実施し、適切な防疫措置を講ぜられたいとの請願。

第二二七五号 昭和二十七年五月十日受理
未復員者給與法適用期間延長等に関する請願
請願者 兵庫県有馬郡三輪町上
野ヶ原国立療養所春霞園内 中村半蔵外五百七十四名
紹介議員 松原 一彦君
未復員者給與法は、現在療養中の患者にとつて唯一の命の綱であるが、予定通り本年末をもつて同法の給與が打ち切られることになると、療養生活は根柢からくつがえされ、そのため路頭に迷う悲劇も招来することが予想されるから、同法の適用期間をさらに一年延長せられたい。なお同法適用の療養者に対しても健康保険法および生活保護法などの扶助料、手当等を支給せられたいとの請願。

第一〇七九号 昭和二十七年五月十日受理
国民栄養改善法制定に関する陳情
陳情者 青森市浪打五〇一ノ一 水野有
国民生活安定の基礎は、食生活の合理化にあるから、国民の食生活を栄養上から健康的、経済的に改善するに重要な国民栄養改善法の制定を図られたいとの陳情。

第二二二六号 昭和二十七年五月十日受理
国民栄養改善法制定に関する請願
請願者 岡山県児島郡興除村東
崎 小野田辰雄
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第二二四〇号と同じである。

第二二二七号 昭和二十七年五月十日受理
母子福祉法制定に関する請願
請願者 栃木市富士見町一、〇
四三 栃木理一外四百名
紹介議員 大島 定吉君

第二二二七号 昭和二十七年五月十日受理
母子福祉法制定に関する請願
請願者 栃木市富士見町一、〇
四三 栃木理一外四百名
紹介議員 大島 定吉君

第二二二七号 昭和二十七年五月十日受理
母子福祉法制定に関する請願
請願者 栃木市富士見町一、〇
四三 栃木理一外四百名
紹介議員 大島 定吉君

第二二二七号 昭和二十七年五月十日受理
母子福祉法制定に関する請願
請願者 栃木市富士見町一、〇
四三 栃木理一外四百名
紹介議員 大島 定吉君

第二二二六号 昭和二十七年五月十日受理
国民栄養改善法制定に関する請願
請願者 岡山県児島郡興除村東
崎 小野田辰雄
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第二二四〇号と同じである。

第二二二七号 昭和二十七年五月十日受理
母子福祉法制定に関する請願
請願者 栃木市富士見町一、〇
四三 栃木理一外四百名
紹介議員 大島 定吉君

第二二二七号 昭和二十七年五月十日受理
母子福祉法制定に関する請願
請願者 栃木市富士見町一、〇
四三 栃木理一外四百名
紹介議員 大島 定吉君

第二二二七号 昭和二十七年五月十日受理
母子福祉法制定に関する請願
請願者 栃木市富士見町一、〇
四三 栃木理一外四百名
紹介議員 大島 定吉君

第二二二七号 昭和二十七年五月十日受理
母子福祉法制定に関する請願
請願者 栃木市富士見町一、〇
四三 栃木理一外四百名
紹介議員 大島 定吉君

第二二二六号 昭和二十七年五月十日受理
国民栄養改善法制定に関する請願
請願者 岡山県児島郡興除村東
崎 小野田辰雄
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第二二四〇号と同じである。

第二二二七号 昭和二十七年五月十日受理
母子福祉法制定に関する請願
請願者 栃木市富士見町一、〇
四三 栃木理一外四百名
紹介議員 大島 定吉君

第二二二七号 昭和二十七年五月十日受理
母子福祉法制定に関する請願
請願者 栃木市富士見町一、〇
四三 栃木理一外四百名
紹介議員 大島 定吉君

第二二二七号 昭和二十七年五月十日受理
母子福祉法制定に関する請願
請願者 栃木市富士見町一、〇
四三 栃木理一外四百名
紹介議員 大島 定吉君

第二二二七号 昭和二十七年五月十日受理
母子福祉法制定に関する請願
請願者 栃木市富士見町一、〇
四三 栃木理一外四百名
紹介議員 大島 定吉君

第二二二八号 昭和二十七年五月十日受理

第二二二八号 昭和二十七年五月十日受理

第二二二八号 昭和二十七年五月十日受理

第二二二八号 昭和二十七年五月十日受理

第二二二八号 昭和二十七年五月十日受理

二十三年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「總理庁」を「總理府」に改める。

第三條第四項中「關係各省の次官、經濟安定本部副長官、」を「内閣官房副長官一人、關係各省の事務次官」に改める。

第七條中「四年」を「五年」に改める。

附 則

この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

五月三十一日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、国立病院特別会計所屬の資産の譲渡等に関する特別措置法案(予備審査のための付託は四月十六日)
- 一、外国軍用艦船等に関する検査法特例案(予備審査のための付託は五月十日)

昭和二十七年六月二十三日印刷

昭和二十七年六月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁